

水戸市緑化推進会議

次 第

日時 令和6年10月31日(木)

午後2時00分

場所 水戸市公園協会2階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

議案第1号 会長及び副会長の選出について

議案第2号 保存樹小委員会の設置について

議案第3号 「緑の基本計画(第2次)」の策定について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第 1 号

会長及び副会長の選出について

水戸市緑化推進会議条例

第 5 条 推進会議に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は，推進会議の会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

会 長 _____

副会長 _____

議案第 2 号

保存樹小委員会設置について

水戸市緑化推進会議条例

第 7 条 推進会議に、特別な事項を調査するため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

水戸市緑の基本計画（第2次）（原案）

水 戸 市

目次

第1 計画策定の基本的事項	1	第4 施策の展開	17
1 計画の策定の趣旨	1	基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり	18
2 計画の位置付け	1	基本施策1-① 魅力発信交流拠点の整備	18
3 計画期間	2	1 地域づくり拠点公園の整備	18
4 計画対象区域と対象とする緑	2	2 民間活力の活用	25
第2 現況と課題	3	基本施策1-② 身近な緑の整備・保全	26
1 前計画の目標指標の達成度	3	1 誰もが楽しめる緑, みんなの遊び場 ...	26
2 上位・関連計画の位置付け	4	2 緑の長寿命化	28
3 公園・緑地の現況	6	基本方針2 市民との協働による緑づくり	29
4 緑に関する市民の意識	8	基本施策2-① 市民とつくる緑の取組	29
5 こども・子育て施策に関する市民ニーズ	10	1 市民協働による緑と花の空間づくり ...	29
6 課題の整理	12	2 民有地緑化の支援	31
第3 計画の基本的方向	14	基本方針3 安心できる緑づくり	33
1 目指す姿(緑の将来像)と基本理念 ...	14	基本施策3-① 防災に活用できる緑の整備・保全	33
2 基本方針	15	1 災害に対応した公園・緑地の整備	33
3 目標指標	16	2 かん養林となる森林の保全	35
		基本方針4 緑の保全, 緑化の推進	36
		基本施策4-① 法に基づく緑の保全	36
		1 地域制緑地の運用	36
		2 開発の適正な誘導	39
		3 協定等による民有地緑化	40
		基本施策4-② 多面的な緑の保全, 緑化の推進 ...	41
		1 動植物の生息・生育環境の保全	41
		2 水辺環境の保全	43
		3 歴史的・文化的環境の保存と活用	44
		第5 推進体制と進行管理	45
		1 計画の推進体制	45
		2 進行管理	45

調整用ページ

第1 計画策定の基本的事項

1 計画の策定の趣旨

「緑の基本計画」は、1994（平成6）年の都市緑地保全法（現・都市緑地法）の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために国が制度化した計画であり、本市では2017（平成29）年度から2023（令和5）年度までを計画期間とする水戸市緑の基本計画（以下「前計画」という。）を策定しました。前計画の期間が満了することから、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランナーや関連個別計画等との整合を図りながら、市民意向やSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、公共施設や民有地の緑化に関する方針等を定め、緑地の保全及び緑化の推進に向けた総合的な施策を展開するため、水戸市緑の基本計画（第2次）（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、社会情勢の変化や市民のニーズを踏まえるとともに、国や県とも連携し、水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランナーや水戸市都市計画マスタープラン（第3次）等との整合を図りながら、推進してまいります。



図1-1 計画の位置付け



図1-2 本計画とSDGs（持続可能な開発目標）との関連性（出典：国際連合広報センター）

3 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や法の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4 計画対象区域と対象とする緑

本市は、市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とするとともに、良好な都市環境を形成するため、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定します。また、本計画における「緑」とは、河川・湖沼を含む自然環境や公園・田園等を指し、次に示すものを対象としています。なお、本計画では、公共団体が土地の権利を取得して施設を整備し、公園のように一般開放して供用している公共施設を、各種法令等の定義に関わらず「公園・緑地等」と表現します。

対象とする緑

- ・公園、緑地、緑道、樹林地、里山、農地、谷津田、河川、水辺、湖沼、ため池
- ・道路等の公共施設の緑地、又は緑に覆われたオープンスペース
- ・民有地の緑地、又は緑に覆われたオープンスペース

※緑化重点地区

都市緑地法において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画で定めることができると規定されている地区。本市は、第2期水戸市中心市街地活性化基本計画の計画区域を、本計画において緑化重点地区に定めるものとする。緑化重点地区では、市民緑地認定制度（p. 40 参照）の活用が可能となる。

第2 現況と課題

1 前計画の目標指標の達成度

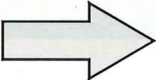
前計画の目標指標は、「緑に対する市民満足度」と「都市公園の市民1人当たり面積」の二つとしていました。

(1) 緑に対する市民満足度

緑に対する市民満足度は、市民1万人アンケートの「自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合」について、目標を55パーセントとしていました。2022（令和4）年度に実施した市民1万人アンケートにおける同指標の結果は47.4パーセントでした。

緑に対する市民満足度

市民1万人アンケートにおける「自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合」

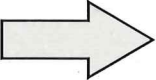
前計画時の現況 2012(平成24)年度		前計画の目標 2023(令和5)年度	実績 2022(令和4)年度
48.2%		55%	47.4%

(2) 都市公園の市民1人当たり面積

都市公園の市民1人当たり面積は、目標を12平方メートルとしていました。2023（令和5）年4月時点における実績は約12平方メートルでした。

都市公園の市民1人当たり面積

都市公園の市民1人当たり面積＝都市公園面積÷常住人口

前計画時の現況 2016(平成28)年度		前計画の目標 2023(令和5)年度	実績 2023(令和5)年度
11.2 m ²		12 m ²	11.98 m ²

2 上位・関連計画の位置付け

(1) 水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー

2024（令和6）年策定，計画期間：2024（令和6）年度から2033（令和15）年度まで）

水戸市第7次総合計画ーみと魁・Next プランー（以下「みと魁・Next プラン」という。）では，将来都市像「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け施策の大綱を定めています。そのうちの一つの項目として，「憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備」を位置付け，日常生活に憩いやゆとりを提供する公園・緑地が身近にあるまちを目指しています。

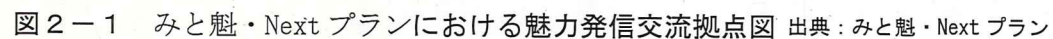
また，「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指す都市空間整備計画において，多くの公園・緑地等を魅力発信交流拠点として位置付けており，これらの公園・緑地等については，市民の憩いの場としてはもとより，市外・県外から多くの人を迎え入れる場として，にぎわい創出につながるような整備が求められています。魅力発信交流拠点は表2-1及び図2-1のとおりです。

表2-1 みと魁・Next プランにおける魅力発信交流拠点一覧

拠点分類	拠点名	拠点分類	拠点名
自然	大塚池公園	スポーツ・健康	青柳公園
	偕楽園・千波湖周辺地区		東町運動公園
	少年自然の家		内原ヘルスパーク
	植物公園周辺地区		県営堀原運動公園
	森林公園		下入野健康増進センター
	七ツ洞公園		市立競技場
歴史・文化	大串貝塚ふれあい公園		市立サッカー・ラグビー場
	くれふしの里古墳公園		総合運動公園
	県近代美術館		田野市民運動場
	県立歴史館		東部公園
	弘道館・水戸城跡周辺地区	コンベンション	アダストリアみとアリーナ
	市立博物館		ケーズデンキスタジアム水戸
	備前堀周辺地区		ザ・ヒロサワシティ会館
	保和苑周辺地区		ノーブルホームスタジアム水戸
こども・子育て支援	あかしあ		Mitori0（水戸市民会館，水戸芸術館）等
	はみんぐばーく・みと		リリーアリーナ MITO
	わんぱーく・みと		

拠点名は分類ごとに五十音順

太字ゴシック・・・都市公園法に基づく都市公園



3 公園・緑地の現況

(1) 都市公園の現況

都市公園は都市公園法に基づき開設した公園です。機能や目的、利用対象により公園の区分がされています。2023（令和5）年4月1日時点の本市における都市公園は144箇所、321.58ヘクタール、1人当たりの都市公園面積は約12平方メートルとなっています。これは、全国平均の10.8平方メートル（2023（令和5）年3月）より高い水準です。

表2-2 都市公園の整備状況（令和5年4月1日時点）

区分		箇所	面積(ha)	公園内訳	
				名称	管理者等
基幹公園	街区(児童)公園	84	23.75	七軒町児童公園 ほか	
	近隣公園	6	15.26	駅南平和公園	
				保和苑	
				双葉台公園	
				十万原近隣公園	
				東山近隣公園	
				百合が丘公園	
	地区公園	1	3.40	弁天池公園	
	総合公園	2	79.77	千波公園	一部県
				東部公園	
	運動公園	4	40.22	東町運動公園	
青柳公園					
堀原運動公園				県	
総合運動公園					
特殊公園	風致公園	4	30.80	大塚池公園	
				小吹水源池公園	
				七ツ洞公園	
				中沢池公園	
	植物公園	1	16.05	植物公園	
歴史公園	1	3.20	弘道館公園	県	
その他の都市公園	広域公園	1	58.00	偕楽園公園	県
	広場公園	3	0.72	常磐町2丁目広場	
				見和3丁目広場	
				県庁東広場公園	県
	都市緑地	37	50.41	沢渡川緑地	県
				桜川緑地	県
				百樹園	
				逆川緑地	
紀州堀緑地ほか					
合計		144	321.58	市民1人当たり 都市公園面積(㎡)	11.98 (≒12)

(2) 児童遊園の現況

児童遊園は、「都市計画法第33条の規定に基づき、民間事業者による宅地分譲等の開発行為に伴い整備された広場等」を、「児童遊園」として市が帰属を受け維持管理をしており、1箇所当たりの平均的な広さは約0.03ヘクタール、児童向けの遊具を1～2基程度設置している小規模な公園です。住宅地における広場としての機能や身近な憩いの場づくりに活用しています。

2023（令和5）年4月時点で、307箇所（総面積10.4ヘクタール）あります。

(3) 保存樹等の現況

本市では、市民に親しまれるとともに、美観風致を維持するため、保存することが必要な樹木や、良好な自然環境を形成し地域で保存することが必要な樹林地について、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、保存樹等に指定し、奨励金の支給等の支援を行っております。

2023（令和5）年4月時点で、保存樹164本、保存樹林地約57.6ヘクタール、保存生垣25箇所を指定しています。

(4) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは、土地利用の変更や開発に許可等が必要な地域を法令により指定し、緑の保全を図っている緑地の総称です。

2023（令和5）年度4月時点で、本市の地域制緑地は、特別緑地保全地区1箇所、風致地区7箇所、農用地区域内の農用地（市街化区域を除く。）4,524ヘクタール、保安林10箇所、河川保全区域1箇所、県立自然公園区域2箇所あります。

表2-3 地域制緑地の現況（令和5年4月1日時点）

区分名称	箇所数	指定面積（ha）		備 考
		都市計画区域	うち市街化区域	
特別緑地保全地区	1箇所	24.00	12.20	上市緑地保全地区
風致地区	7地区	539.20	334.00	地区：長者山、愛宕、八幡、三の丸、千波、常磐、笠原
農用地区域内の農用地（農振農用地）		4,524.50	0.00	水戸市全域（市街化区域を除く。）
保安林	10箇所	72.60	0.70	
河川保全区域	1箇所	846.20	0.00	那珂川
自然公園区域（県立自然公園区域）	2箇所	300.00	280.00	水戸県立自然公園2箇所

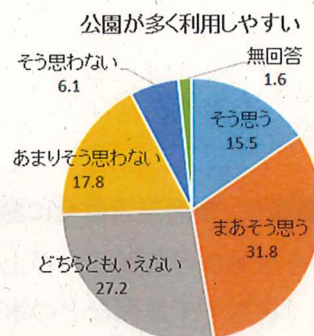
4 緑に関する市民の意識

緑に関する市民の意識に関する基礎資料として、未来の水戸をつくる市民1万人アンケート（調査期間：令和4年5月12日～5月31日，調査人数：10,002人，有効回収数：4,978件）のうち，公園・緑地に関する項目の結果について整理しました。

問：水戸市をどのように感じていますか

○公園が多く利用しやすい

「そう思う」「まあそう思う」の回答を合わせると，47.3パーセントとなっています。

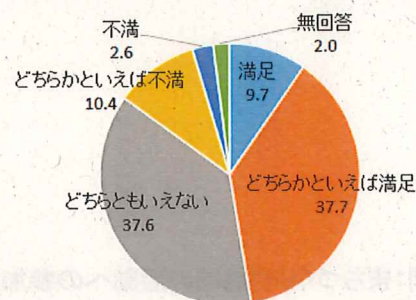


問：施策の現状に対する満足度

○自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

「満足」「どちらかといえば満足」の回答を合わせると47.4パーセントとなっています。

自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

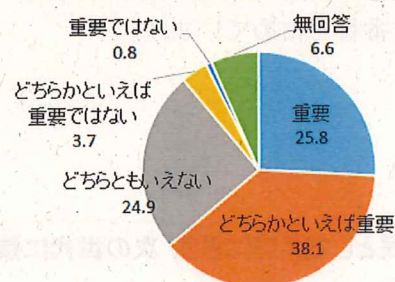


問：施策の今後の重要度

○自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

「重要」「どちらかといえば重要」の回答を合わせると63.9パーセントとなっています。

自然や緑に囲まれたまちづくり(公園などの整備)

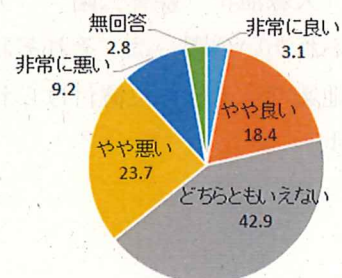


問：住まいまわりの生活環境

○こどもの遊び場

「非常に良い」「やや良い」の回答を合わせると，21.5パーセントとなっていますが，が良いと感じている一方で，「やや悪い」「非常に悪い」の回答を合わせると，32.9パーセントとなっています。

こどもの遊び場



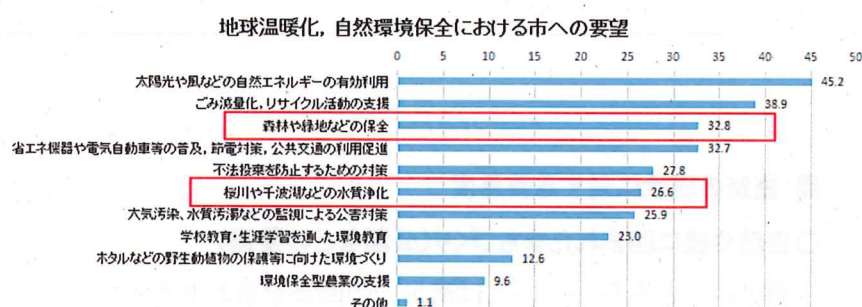
問:子育てのための市への要望

全項目のうち、上位4番目に「公園、遊び場などの整備」が位置しています。



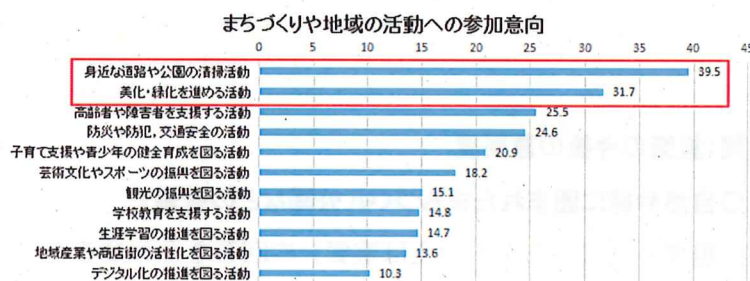
問:地球温暖化、自然環境保全における市への要望

「森林や緑地などの保全」が上位3番目、「桜川や千波湖などの水質浄化」が上位6番目に位置しています。



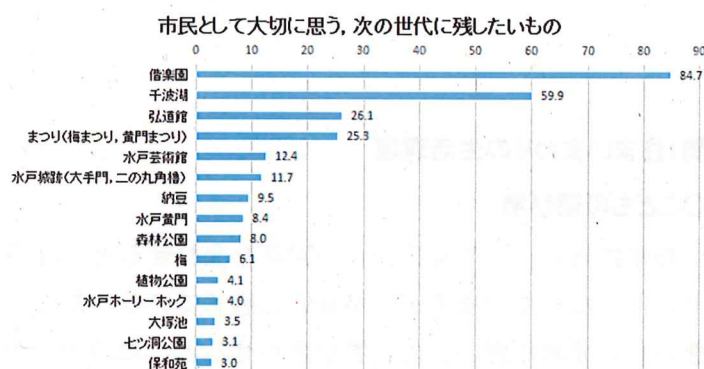
問:まちづくりや地域の活動への参加意向

「身近な道路や公園の清掃活動」「美化・緑化を進める活動」が上位1, 2番目を占めています。



問:市民として大切に思う、次の世代に残したいもの

「偕楽園」「千波湖」が上位1, 2番目を占めています。また、地域ごとの集計結果を見ると、「七ツ洞公園」「大塚池」「森林公園」「大串貝塚ふれあい公園」は、それぞれの地元地域では上位に位置付けられています。



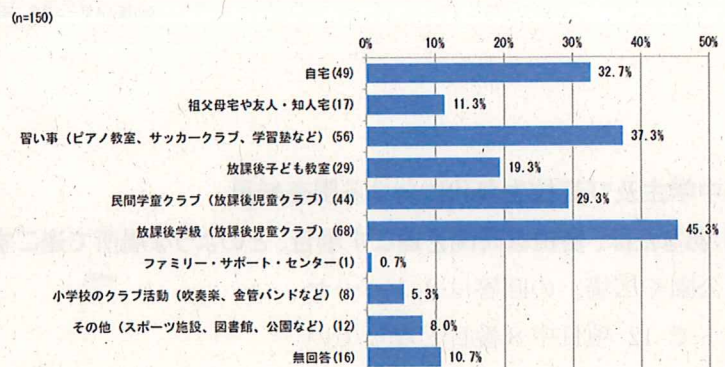
5 こども・子育て施策に関する市民ニーズ

公園・緑地等に対するこどもや子育て世代のニーズに関する基礎資料として、こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査（調査期間：令和6年2月1日～2月16日、調査票配布数：8,000件、有効回収数：2,318件）のうち、公園・緑地等に関する項目の結果について整理しました。

○就学前の児童の保護者に対する調査結果

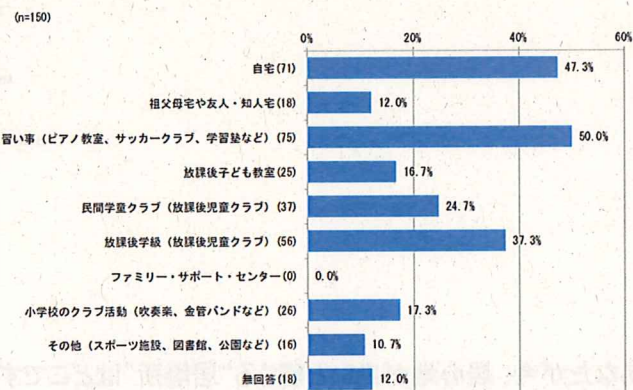
問：小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は8.0パーセントで10項目中8番目となっています。また、1週当たりの利用希望日数は回答は12名中8名が「1日」と回答しています。



問：小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

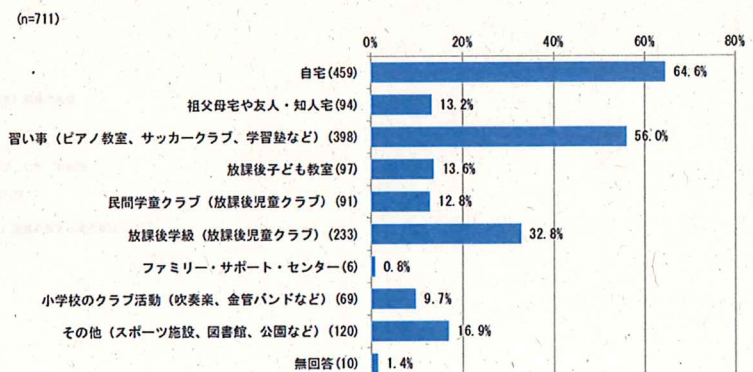
スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は10.7パーセントで10項目中9番目となっています。また、1週当たりの利用希望日数は回答は16名中10名が「1日」と回答しています。



○小学生児童の保護者に対する調査結果

問：小学校低学年(1～3年生)のうちは、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

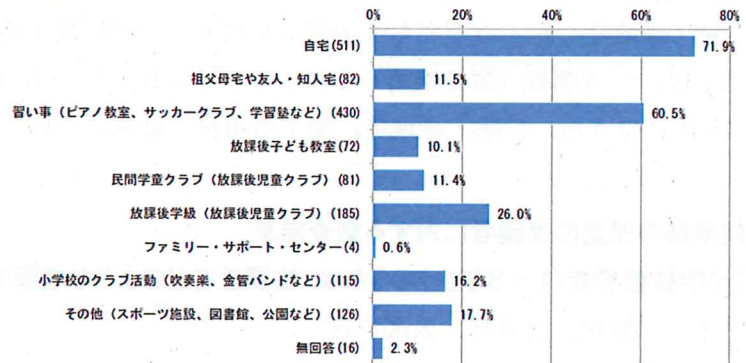
スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は16.9パーセントで10項目中4番目となっています。また、1週当たりの利用希望日数は回答は120名中56名が「1日」、37名が「2日」と回答しています。



問：小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

スポーツ施設、図書館、公園を含む「その他」の回答は17.7パーセントで10項目中4番目となっています。また、1週当たりの利用希望日数は回答は126名中50名が「1日」、46名が「2日」と回答しています。

(n=711)

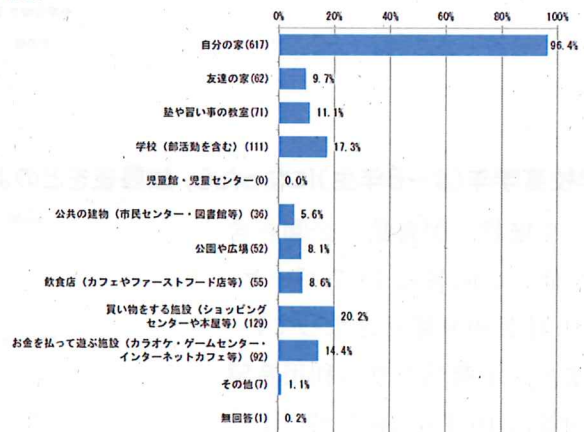


○中学生及び高校生年代に対する調査結果

問：あなたは、自由な時間を過ごす場合、どのような場所で過ごすことが多いですか。

「公園や広場」の回答は8.1パーセントで12項目中8番目となっています。

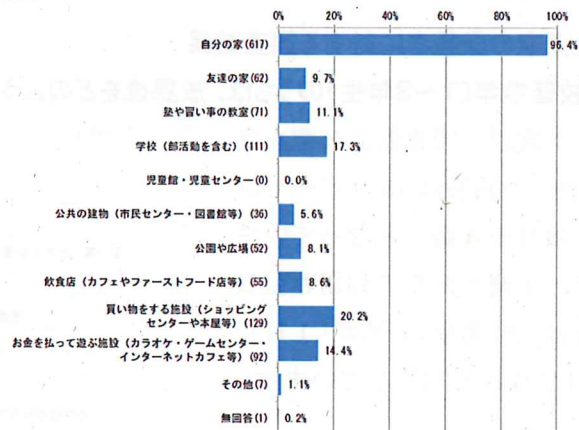
(n=640)



問：あなたが今、居心地が良いと感じる“居場所”はどこですか。

「公園や広場」の回答は8.1パーセントで14項目中6番目となっています。

(n=640)



6 課題の整理

前項までの現況を踏まえ、課題を下記のとおり整理しました。

(1) 公園・緑地等の整備について

交流拠点としての整備

市民1万人アンケートにおける本市の印象において、公園が多く利用しやすい、住むところと自然が調和しているといった回答が多く、豊かな自然や公園・緑地等は、本市の特徴の一つとなっています。その特徴を生かし、みと魁・Nextプランにおいては、偕楽園公園や千波公園をはじめとする、多くの公園・緑地等を魅力発信交流拠点に位置付けていることから、市内はもとより、県内外から多くの人を呼び込み、にぎわいと交流を創出する拠点として活用するため、更なる魅力づくりを進めていく必要があります。

身近な公園・緑地等の整備

市民の身近な公園・緑地等は、こどもたちの遊びや学びの場になり、道路空間の街路樹や植樹帯は、日常に憩いやゆとりを提供します。みと魁・Nextプランにおいて「公園等のこどもの遊び場の充実」を重点プロジェクトに位置付けていますが、市民1万人アンケートにおいては、「こどもの遊び場」の評価が低く、公園・緑地等を適切に整備し、対応する必要があります。また、こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査においては、未就学児・小学生の保護者に対して、「自身のこどもを放課後に過ごさせたい場所」を質問したところ、公園をはじめとする公共系の施設は回答が少なく、「放課後学級や習い事」等、管理者がいる場所を望む回答が多い傾向にありました。中学生及び高校生年代においても、「公園や広場」の利用に関する回答が少ないことから、幅広い世代の市民がより身近に緑を感じられるよう、地域の多様なニーズに合わせた改修や再整備、保全に取り組む必要があります。

(2) 市民協働について

市民協働を促す仕組みの整備

みと魁・Nextプランにおいて、市民が主役となってまちづくりに参加できる環境の受け皿として、「市民との協働による花と緑の空間づくり」を主要事業に位置付けています。市民1万人アンケートからは、これらへの参加意向が非常に高いことが伺え、市民協力を得やすい環境にもあることから、市民協働による緑のまちづくりを引き続き推進するとともに、情報提供や活動支援を強化し、より多くの市民が気軽に緑のまちづくりに協力していただける仕組みづくりを行う必要があります。

市街地や民有地の緑化

市民はもとより訪れる人々にとって、市街地内の駅前広場や道路空間、遊歩道等の緑は、本市のイメージを形成する要素の一つです。緑豊かで快適なまちづくりのため、公共空間をはじめ、民有地緑化への適切な支援や、中心市街地における民間の未利用地の活用を検討する等、緑化を推進していく必要があります。

(3) 災害への対応について

災害に対応した公園等の整備

水戸市都市計画マスタープラン（第3次）では、災害に対応した公園の整備・保全が位置付けられており、公園・緑地等が持つ防災空間や延焼遮断帯としての機能の活用を推進する必要があります。また、公園・緑地や森林等の緑には、土壌保全機能とともに、雨水の貯留や浸透の機能があり、土砂災害や洪水の抑制に効果があるため、防災の観点からも適切な保全を図っていく必要があります。

(4) 緑の保全、緑化の推進について

特徴ある緑の保全

本市の地勢的特徴として、低地地区は、那珂川を挟んで東西に伸び、下市及び水戸駅南地区の市街地を除いては水田地帯となっているほか、市の中央から南部にかけての台地地区は市街地が広がる一方、畑地等の農地も多くあります。北西部の丘陵地区には、森林公園等があり豊かな緑地になっています。中心市街地は上市台地に形成されていますが、北側は那珂川の低地、南側の桜川の浸食谷は偕楽園や千波湖を中心とした大規模な公園・緑地等、東端は水戸城跡となっている等、市街のほぼ中央に本市の誇る自然景観が形づくられています。これらは、本市の特徴的な緑の骨格であることから、次世代に継承するため、法令による制度等を活用し、貴重な水と緑として保全していく必要があります。

多面的な緑の保全と緑化の推進

市民1万人アンケートの結果では、約5割の市民が公園・緑地に関する施策に満足しており、緑に対する一定の評価は得られていますが、更なる満足度の向上を目指すとともに、緑の持つ機能を最大限に発揮させ、ゼロカーボンシティへの貢献やまちの風格をつくりだせるよう、動植物が生息・生育できる緑地や水辺、歴史・文化的な緑も含めた、多面的な緑の保全や緑化の推進を図る必要があります。

第3 計画の基本的方向

1 目指す姿（緑の将来像）

本市の将来都市像である「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け、豊かな自然にふれあい、憩いとゆとりを感じられる空間を形成し、身近な公園・緑地づくりを市民と協働で進めるとともに、こどもたちが遊び、多くの人が集う、にぎわいの拠点としての魅力の向上に資する公園・緑地を目指すため、本計画では、下記の目指す姿（緑の将来像）を掲げることとします。

目指す姿（緑の将来像）

みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸

2 基本方針

目指す姿の実現のため、取組の柱として、以下のとおり、基本方針と基本施策を設定します。

基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり

拠点となる公園について、重点的に整備し、民間活力を活用しながら市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに、パーク P F I 制度の活用等による民間活力の導入や広域連携により、楽しめる交流拠点づくりを推進します。また、身近な公園・緑地等は、市民ニーズを捉えながら、こどもの遊び場としての充実を図ります。また、障害の有無や年齢、性別を問わず誰もが楽しめる遊具と定義されているインクルーシブ遊具の導入や、長寿命化計画に基づく整備等、更に利用しやすい公園として最適化を図ります。

基本施策1－① 魅力発信交流拠点の整備

基本施策1－② 身近な緑の整備・保全

基本方針2 市民との協働による緑づくり

目指す姿である「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」の実現のために、より多くの市民が気軽に緑のまちづくりに協力していただける仕組みづくりを進め、市民との協働による施策を更に強化するとともに、民有地についても、適切な支援や啓発により緑化を推進します。

基本施策2－① 市民とつくる緑の取組

基本方針3 安心できる緑づくり

災害時における防災拠点として公園・緑地等の活用を図る観点から、防災・減災機能の確保や維持を図るとともに、昨今の大雨等の増加による災害激甚化に対し、緑地が持つ洪水調整機能や災害緩衝地帯としての機能を活用するため、緑地保全や緑化に努め、災害に強い都市基盤づくりを推進します。

基本施策3－① 防災に活用できる緑の整備・保全

基本方針4 緑の保全、緑化の推進

偕楽園・千波湖一帯、河川や緑地、市街地を取り囲む斜面緑地等の中心市街地の緑をはじめ、郊外の丘陵地帯や田園地帯の「緑」も含め、本市特有の緑資源を適切に保全し、緑化の推進に取り組むとともに、活用を図ることで、自然を生かした環境負荷の少ない都市空間づくりを進めます。

基本施策4－① 法に基づく緑の保全

基本施策4－② 多面的な緑の保全、緑化の推進

3 目標指標

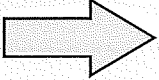
計画期間である2024（令和6）年度から2028（令和10）までの5年間における，基本方針の達成度を計る指標として，質的な指標である「市民満足度」と，量的な指標である「都市公園面積」の二つを目標指標として設定します。

(1) 緑に対する市民満足度

市民1万人アンケートの下記項目の回答結果を目標水準とします。

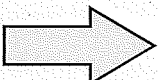
公園等の整備に満足している市民の割合

市民1万人アンケートにおける項目名：自然や緑に囲まれたまちづくり（公園等の整備）

現況 2022(令和4)年度末		目標 2028(令和10)年度末
47.4%		50%

住むところと自然が調和していると感じる市民の割合

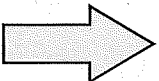
市民1万人アンケートにおける項目名：住むところと自然が調和している

現況 2022(令和4)年度末		目標 2028(令和10)年度末
72.2%		75%

(2) 緑の確保目標

水戸市都市公園条例において，市民1人当たりの都市公園面積の目標を20平方メートル（2013（平成25）年4月1日施行の改正条例において追記）としており，目標達成に向け，計画の期間における目標水準を下記のとおりとします。

都市公園の市民1人当たり面積

現況 2023(令和5)年度当初		目標 2028(令和10)年度末
12 m ²		12.5 m ²

第4 施策の展開

施策の体系

目指す姿（緑の将来像）

みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸

基本方針	基本施策	具体的施策
基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり	①魅力発信 交流拠点の整備	1 地域づくり拠点公園の整備
		2 民間活力の活用
	②身近な緑の 整備・保全	1 誰もが楽しめる緑, みんなの遊び場
		2 緑の長寿命化
基本方針2 市民との協働に よる緑づくり	①市民とつくる 緑の取組	1 市民協働による緑と花の空間づくり
		2 民有地緑化の支援
基本方針3 安心できる 緑づくり	①防災に活用 できる緑の 整備・保全	1 災害に対応した公園・緑地の整備
		2 かん養林となる森林の保全
基本方針4 緑の保全, 緑化の推進	①法に基づく緑の保全	1 地域制緑地の運用
		2 開発の適正な誘導
		3 協定等による民有地緑化
	②多面的な緑の保全, 緑化の推進	1 動植物の生息・生育環境の保全
		2 水辺環境の保全
		3 歴史的・文化的環境の保存と活用

目標指標

公園等の
整備に
満足している

50%

住むところと
自然が調和
していると
感じる

75%

市民1人当たり
の
都市公園面積

12.5 m²

基本方針1 みんなが楽しめる緑づくり

基本施策1－① 魅力発信交流拠点の整備

本市には2023（令和5）年4月時点で、144か所の都市公園があり、市民一人当たりの都市公園面積が約12平方メートルと全国平均の10.8平方メートルを上回っています。また、市民1万人アンケートでは、本市の印象として、公園が多く利用しやすい、住むところと自然が調和しているといった回答が多く、自然豊かな公園や緑地は本市の特徴の一つとなっています。

その特徴を生かし、みと魁・Nextプランにおいては、偕楽園公園や千波公園をはじめとして、多くの公園・緑地等を魅力発信交流拠点に位置付けており、市内はもとより、県内外から多くの人を呼び込み、にぎわいと交流を創出する拠点として、更なる魅力づくりを進めていく必要があります。

1 地域づくり拠点公園の整備

魅力発信交流拠点のうち、本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺地区をはじめ、大塚池公園、植物公園周辺地区、七ツ洞公園、保和苑周辺地区、東部公園については、地域拠点として重点的な整備が求められている公園のため、「地域づくり拠点公園」に位置付け、本計画の期間内において、整備を推進します。その他の魅力発信交流拠点の公園・緑地等については、みと魁・Nextプラン及び関連計画、管理者の方針に基づき整備・保全を進めます。

表4－1 魅力発信交流拠点のうち重点的整備をする公園・緑地等

拠点分類	拠点名	拠点分類	拠点名
自然	大塚池公園	スポーツ・健康	青柳公園
	偕楽園・千波湖周辺地区		東町運動公園
	少年自然の家		内原ヘルスパーク
	植物公園周辺地区		県営堀原運動公園
	森林公園		下入野健康増進センター
	七ツ洞公園		市立競技場
歴史・文化	大串貝塚ふれあい公園		市立サッカー・ラグビー場
	くれふしの里古墳公園		総合運動公園
	県近代美術館		田野市民運動場
	県立歴史館		東部公園
	弘道館・水戸城跡周辺地区	コンベンション	アダストリアみとアリーナ
	市立博物館		ケーズデンキスタジアム水戸
	備前堀周辺地区		ザ・ヒロサワシティ会館
	保和苑周辺地区		ノーブルホームスタジアム水戸
こども・子育て支援	あかしあ		Mitori0（水戸市民会館、水戸芸術館）等
	はみんぐばーく・みと		リリーアリーナ MITO
	わんぱーく・みと		

拠点名は分類ごとに五十音順

太字ゴシック・・・都市公園法に基づく都市公園

太字ゴシック・・・計画期間内に重点的整備を進める公園・緑地

(1) 千波公園（偕楽園・千波湖周辺地区）

■ 現況及び特性（開設面積：78.41ヘクタール）

日本三名園の一つである偕楽園と、千波湖を核とする自然豊かな千波公園は、まちなかに近接する本市のシンボル空間で、市民の憩いの場であるとともに、多くの観光客が来訪する重要な交流拠点です。千波湖には白鳥をはじめ多くの野鳥や魚類が生息しているほか、1周約3キロメートルの千波湖の湖畔は、桜並木の遊歩道が整備されており、ウォーキングやジョギングの場として人気となっております。

歴史的風致との調和を図り、千波公園の水と緑を生かした広場や園路を整備するとともに、県と連携し、パークPFIによる施設整備を推進する等、民間活力を活用した偕楽園・千波湖周辺地区の機能向上とにぎわいづくりを進めています。

また、富栄養化等を原因とするアオコの発生が依然として課題となっていることから、アオコの抑制や水質浄化に向けた事業を進め、千波湖や桜川の水質浄化に積極的に取り組んでいます。

■ 具体的施策

○園路、広場等の整備

水戸ならではの楽しめる交流拠点づくりを進める取組の一環として、千波公園の園路、広場等の整備を図ります。

○水戸ならではの景観の形成

本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺において、自然的景観の維持を図るとともに、偕楽園から見た千波湖方面、千波湖から見たまちなか方面への良好な眺望景観を保全し、地区の魅力を高めることで、多くの人が訪れる地区にします。

○新たなアクティビティの提供

偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくりを図るため、カヤック、サウナ、バスケットボール、バーベキュー、フットサル等の新たなアクティビティを提供します。

○民間活力を活用した魅力的な空間演出

黄門像広場周辺地区で実施しているパークPFI事業により、自然の特色を生かしつつ、食やアクティビティを提供する等、民間活力を活用した魅力的な空間演出を推進します。

○千波湖の浄化

桜川清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）に基づき、那珂川の清浄水を千波湖へ最大毎秒3トンの導水をする等の水質浄化の施策を推進し、より一層市民に愛されるよう取り組みます。

(2) 大塚池公園

■ 現況及び特性（開設面積：16.00 ヘクタール）

大塚池公園は、市の西部に位置し、茨城百景のほか、新水戸八景にも指定される等、水戸を代表する景勝地の一つとして広く認知されている公園です。大塚池を周回する1周約2.6キロメートルの園路はウォーキングや散策等で利用されているほか、冬に数多く飛来する白鳥は、人々を楽しませる存在です。周辺地域の都市化が進む中、緑豊かな潤いあふれる空間として、市民をはじめ、多くの方々に利用され、親しまれています。

一方で、大塚池は、河川等の水源がないことに加え、周辺地域の宅地化に伴う水源涵養地である樹林地の減少等の影響により水の供給が十分ではなく、池水の入れ替えが進みづらいことから、夏場にアオコが発生する等、水質の悪化が見られることが課題となっています。

■ 具体的施策

○大塚池公園のリノベーション

大塚池公園は、にぎわいの創出を図るとともに、子育て世代をはじめ、多くの方に親しまれる公園とするため、公園施設の更新や園路整備等のリノベーションを推進します。

○大塚池の水質改善

公園南西側の水門について改築工事を実施し、アオコの滞留を改善するとともに、池の水量確保の方策を検討する等、大塚池の水質改善を図ります。

○良好な環境の保全

冬に多くの白鳥が飛来することから、釣りマナーの向上等、様々な生物と共存できる良好な環境の維持管理を行います。

(3) 植物公園（植物公園周辺地区）

■ 現況及び特性（開設面積：16.05 ヘクタール）

水戸市植物公園（以下「植物公園」という。）は、1987（昭和62）年に開園し、建築家の瀧光夫氏がイタリア式庭園の手法を取り入れて設計した洋風庭園です。周辺の自然に合わせた植栽や、半円形に造られた滝をはじめ、園内随所にある池や水の流れは自然美を、日本造園学会賞を受賞した観賞大温室や熱帯果樹温室は、庭園の中での人工美を演出しています。

2016（平成28）年には、民間事業者と民官協働事業の協定を締結し、葉草を活用した新たなにぎわいの創出等を図ったほか、2019（令和元）年度から観賞大温室や熱帯果樹温室の大規模改修や園路の改修、植物の植え替え等に取り組み、2021（令和3）年4月にリニューアルオープンしました。リニューアルオープンを契機に、工夫を凝らした魅力づくりや、植物展示に変化をつけた見せ方、体験型イベントの充実を図る等、何度訪れても飽きない仕掛けづくりに取り組んでおり、リニューアルオープン以降の入園者数は年間5万人程度で推移しています。

■ 具体的施策

○植物公園の第2期リニューアル

植物公園は、隣接する旧清掃事務所の跡地を活用した第2期リニューアルを予定しており、従前から有する魅力ある施設や眺望を生かしつつ、幅広い客層が気軽に訪れることのできる公園とするため、駐車場や散策路、管理施設の整備を進め、新たな仕掛けづくりや来園者動線の再構築に取り組めます。

○ガーデンツーリズムの推進

植物公園は、茨城県が中心となって進めている「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム」の構成庭園の一つに位置付けられていることから、他の構成庭園との連携に取り組み、県内の花の名所を巡る広域観光を推進します。併せて、近隣施設や体験農園との連携を進め、植物公園を中心とした回遊型観光に取り組めます。

※いばらきガーデン&オーチャードツーリズム

複数の庭園が連携することで、より個性を際立たせ、魅力的な体験や交流を創出する取組をガーデンツーリズムと呼び、国土交通省が創設したガーデンツーリズム登録制度に、茨城県が主体となって2019（令和元）年に登録した事業。本事業は、庭園（ガーデン）と果樹園（オーチャード）を回遊することを狙って、下記に示す九つの構成庭園が登録されている。

構成庭園：水戸市植物公園、七ツ洞公園、国営ひたち海浜公園、偕楽園公園、弘道館公園、茨城県植物園、いばらきフラワーパーク、笠間つつじ公園、涸沼自然公園

○植物公園の更なる魅力づくり

入園者数の増加に向けては、多くの世代に愛され、親しまれ、誰もが楽しめる施設として、更なる魅力づくりが必要です。

季節に合わせたイベントや各種展示会の開催等、様々な仕掛けづくりに取り組みます。また、学校では体験できない理科教育の場として、こどもたちの体験教室や体験学習の充実を進め、こどもが活動しやすい環境づくりに貢献するとともに、こどもから大人まですべての世代が、植物の多様性や水戸の植物文化等を楽しく学ぶことができる場を目指します。

併せて、学校の遠足や旅行会社によるツアーをはじめ、研究者による学術研究会等の誘致も推進し、団体入園者の獲得に積極的に取り組むとともに、入園料の在り方についても検討します。

○植物公園の栽培技術の活用

貴重な樹木のある百樹園や多様なイングリッシュローズと草花が植栽された七ツ洞公園・秘密の花苑等の特徴的な植物がある公園・緑地等について、植物公園の栽培技術を生かした管理や整備の方針を検討します。

(4) セツ洞公園

■ 現況及び特性（開設面積：8.00 ヘクタール）

セツ洞公園は、市の北西部に位置し、美しい田園風景の中、豊かな水と緑に恵まれた、本格的な英国風景式庭園です。大小五つの池をはじめ、清流のせせらぎやイングリッシュローズを中心に季節の花が咲き誇る秘密の花苑等、自然風景を楽しみながら、様々な目的で、多くの方々に利用いただける公園となっています。各種イベント等の開催や映像作品のロケ地、ウェディングフォトの撮影地として広く使用される等、特徴的な景観を生かした活用がされています。

■ 具体的施策

○セツ洞公園のリノベーション

英国風景式庭園であるセツ洞公園は、その特徴を活用し、交流拠点としての魅力を高め、にぎわいの創出を図り、より多くの方に親しまれる公園とするため、公園施設の更新や園路の整備等を実施します。

○ガーデンツーリズムの推進

セツ洞公園は、茨城県が中心となって進めている「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム」の構成庭園の一つに位置付けられています。他の構成庭園との連携に取り組み、県内の花の名所を巡る広域周遊観光を推進するとともに、周辺道路の案内表示の最適化を進め、本市の魅力ある交流拠点としての活用を図ります。

○水戸イングリッシュガーデンクラブ(MEG)の活動支援

水戸イングリッシュガーデンクラブは、主にセツ洞公園・秘密の花苑を学習とボランティア活動の拠点とし、花と緑の美しいガーデンづくりを通して、セツ洞公園の充実と地域環境を整備する運動に寄与することを目的としています。セツ洞公園・秘密の花苑にある多様なイングリッシュローズと草花に対し、個々の植物に応じた細やかな管理を行い植栽の充実と庭園の美化に努めており、本市では、引き続き活動を支援します。

(5) 保和苑（保和苑周辺地区）

■ 現況及び特性（開設面積：1.48 ヘクタール）

保和苑は、大悲山保和院（だいひざんほわいん）桂岸寺に隣接する庭園です。元禄時代に徳川光圀公が寺の庭を愛されて「保和園」と名付けられたのが始まりと言われています。純日本庭園の趣とあわせ、約100種6,000株のアジサイを植栽しており、初夏には、市内外から多くの観光客が訪れる、「あじさいまつり」を盛大に開催しております。

■ 具体的施策

○保和苑のリノベーション

保和苑は、水戸を代表するアジサイの名所となっております。魅力ある交流拠点の一つとして、更なるにぎわいの創出を図るため、公園施設の更新や園路の整備等を実施するとともに、修景施設の整備を進めます。

○ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり

保和苑周辺地区（ロマンチックゾーン）は、本市で唯一の万葉の遺跡である萬葉曝井の森（まんようさらしいのもり）や国指定重要文化財である水戸八幡宮等、訪れる人々が安らげる貴重な緑や湧水とともに、数多くの歴史的資源を有しています。このため、同地区内には学校が多いという地域の特性等を踏まえ、近隣学校や地元商店会等と連携しながら、あじさいまつりの充実をはじめ、若い世代を呼び込む取組や地区内を回遊したくなる取組を実施します。

(6) 東部公園

■ 現況及び特性（開設面積：1.36 ヘクタール）

東部公園は、渋井、浜田地区で整備を進めている公園であり、健康の増進と自然環境の共生をコンセプトに、区域の西側をスポーツ・レクリエーションゾーン、東側を自然公園ゾーンに分け、全体面積約18.9ヘクタールの規模を有する総合公園です。現在は、市民ニーズの高いスポーツ・レクリエーションゾーンの整備を進めており、先行して、サッカー場1面と多目的広場を供用しています。

■ 具体的施策

○サッカー場2面の供用開始

東部公園は、多くの市民からサッカー場2面の供用開始を要望されていることから、早急にサッカーグラウンドや関連施設の整備を進めます。スポーツ・レクリエーションゾーンのその他施設や自然公園ゾーンについては、利用状況や市民ニーズを踏まえながら整備を検討します。

2 民間活力の活用

魅力発信交流拠点の公園・緑地等をにぎわいと交流を創出する拠点として活用するために、民間の柔軟な発想による創意工夫を導入することは、来園者に更なる付加価値を与える上で有効な手法の一つです。また、公共施設等の管理運営のために充てられる人員や財源が限られていく中で、多様化する市民ニーズに的確に対応しながら、効率的かつ継続的、安定的な維持管理を実現するために、民間活力の活用を積極的に検討します。

(1) 千波公園パーク PFI の推進

2017（平成 29）年の都市公園法の改正において制定された公募設置管理制度（以下「パーク PFI」という。）を活用することにより、民間資金を活用した公園整備が可能となりました。本市ではシンボル空間である千波公園の黄門像広場周辺地区においてパーク PFI の手法の導入し、より一層の千波公園の魅力の向上を目指して、水戸ならではの楽しめる交流拠点づくりを推進します。

(2) 大規模公園における民官連携によるにぎわいづくり

魅力発信交流拠点に位置付けている大規模公園は、多くの市民が日常的に利用する場であるとともに、歴史、自然の特色を有した観光拠点でもあり、更なる魅力の向上・創出を図った公園づくりが求められています。それらの大規模公園の整備、管理において、サービス向上や経費削減等の観点から、パーク PFI の手法ををはじめとした民間活力の活用を検討し、民官連携によるにぎわいづくりを推進します。

(3) 公園等の屋外灯の管理に係る民間活力活用

公園や道路等の屋外灯について、灯具の LED 化と、その後の維持管理業務を一括して民間事業者に委託（ESCO 事業）することにより、業務の効率化とコストの削減を図り、併せて省エネルギー化を推進します。

※ESCO 事業

事業者が、顧客に対し、事業の実施に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する事業形態。国は ESCO 事業について、2007（H19）年の国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律において、施行当初から同法の基本方針に位置付けており、国土交通省が導入マニュアル等を作成し、その普及を進めている。これを受け、全国の自治体において、道路や公園等の屋外照明灯の LED 化に係る ESCO 事業が導入されている。

基本施策1－② 身近な緑の整備・保全

身近な公園・緑地等は、こどもたちの遊びや学びの場になり、道路空間の街路樹や植樹帯は、日常に憩いやゆとりを提供します。市民がより身近に緑を感じられるよう、改修や再整備等を推進し、快適な緑づくりに取り組みます。

1 誰もが楽しめる緑、みんなの遊び場

年齢や性別、障害の有無に関係なく、すべての人々が安心して利用できる公園・緑地等の環境整備を目指します。特に「こどもの遊び場」については、みと魁・Next プランにおいて「公園等のこどもの遊び場の充実」を重点プロジェクトとして位置付けており、身近な公園・緑地等について「こどもの遊び場」としての充実を図ります。

(1) 「こどもの遊び場」の在り方の検討

公園・緑地等に対する市民の評価として、市民1万人アンケートにおいては、「住まいまわりの生活環境」に関する質問の「こどもの遊び場」について、悪いと感じている評価が良いと感じる評価を上回っているほか、「子育てのための市への要望」で「公園、遊び場などの整備」が上位4番目となっている等、子育てのために、より公園や遊び場等の整備・充実が求められている状況です。

また、こども・子育て施策に関する市民ニーズ調査において、未就学児・小学生の保護者に対して、「自身のこどもを放課後に過ごさせたい場所」を質問したところ、公園をはじめとする公共系の施設は回答が少なく、「放課後学級や習い事」等、管理者がいる場所を望む回答が多い傾向にありました。

こどもたちがのびのびと楽しく遊び、成長する環境づくりのため、子育て世代や公園愛護会等からの要望や提案、学識経験者等の意見を踏まえ、公園・緑地等における「こどもの遊び場」の在り方を検討し、都市公園や児童遊園の整備や施設の更新を実施します。

(2) 公園・緑地等の整備

身近な都市公園については、「こどもの遊び場」の在り方をはじめ、幅広い世代のニーズを踏まえ、必要な整備やソフト事業を検討します。併せて、安全に公園を利用いただけるよう、災害等の可能性がある公園については、対策工事を実施します。

また、東前地区において、日常生活に憩いやゆとりを市民に感じてもらえるよう、「こどもの遊び場」の在り方等を踏まえた街区公園を計画期間内に整備着手します。

更に、公園・緑地等やスポーツ施設について、施設更新等の機会に合わせて、トイレの洋式化や主要動線等のバリアフリー化を進めます。公園・緑地等においては、ユニバーサルデザインレビュー等を実施しながら、障害の有無や年齢、性別を問わず誰もが楽しめるインクルーシブ遊具の導入について検討します。

(3) 児童遊園の再整備

児童遊園は、2023（令和5）年4月時点で、市内に307箇所（総面積10.4ヘクタール）あり、本市においては、帰属を受ける児童遊園が増加を続けており、植物管理をはじめ、遊具等の施設の点検、修繕等、維持管理に係る経費や業務量の増加が課題となっています。

※都市計画法第33条の規定

開発区域が0.3ヘクタール以上の宅地分譲等の開発行為において、開発面積の3パーセント以上の広場等を設けることが開発許可要件の一つとなっている。ここでいう開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指す。

○利用実態等を踏まえた児童遊園の再整備

児童遊園は、身近な公園としてこどもたちの絶好の遊び場となっており、地域の方々の市民活動の場としての機能も有しています。一方で、設置から一定の期間が経過した児童遊園においては、遊具の老朽化や、居住世帯のこどもの成長に伴う利用者数の減少が見られる状況が増えております。こうした児童遊園の施設更新に当たっては、こどもの遊び場の在り方を踏まえつつ、地域のニーズに合致した再整備のほか、維持管理に伴うコスト軽減の観点から、廃止も視野に入れながら方針を決定します。

○開発に伴う公園配置基準の緩和の検討

維持管理に係る費用や業務量軽減の観点から、帰属を受ける児童遊園を削減するため、開発行為において広場等の設置が必要となる開発区域面積の最低限度の緩和を検討します。検討に当たっては、児童遊園がこどもの遊び場だけでなく、幅広い世代の市民活動の場としての機能も有していることを十分に考慮し、周辺地域の公園・緑地等の配置状況を踏まえ、緩和に伴う影響の有無を検証します。

(4) 身近な緑の整備

道路空間にある街路樹や植栽帯は、市街地内の身近な緑の代表的な存在であり、都市の景観を形成し、木陰や地表面被覆の効果に伴う暑熱抑制により、良好な歩行空間を形成します。一方で、街路樹や植栽帯は、強風や枯損の影響による落枝・倒木をはじめ、害虫発生等の被害も発生することから、快適で安全な道路空間を確保するため、適正な維持管理や保全に努めます。また、街路樹の整備については、地域の特性や実情を踏まえ、良好な景観の形成、維持管理に係る費用や安全性等、様々な要素を考慮しながら、その在り方を検討します。

道路空間以外にも、市内には、千波湖や大塚池、備前堀緑道、逆川緑地をはじめとした、さまざまな歩行空間があり、日常の快適な散歩、健康のためのウォーキング、休息の場として幅広く利用されています。市民の身近な緑として、今後も利便性の向上を図るとともに、緑のネットワークを意識しながら、良好な歩行空間として維持管理や保全に努めます。

2 緑の長寿命化

多くの施設が整備から30年以上経過しており、設備の老朽化が進み、安全・安心の確保が求められています。そのため、長寿命化計画に基づき、順次改修を進めていくとともに、多様な市民ニーズに合わせた施設更新を進めます。

(1) 公園・緑地等の長寿命化改修

本市の公園・緑地等は、開設から30年以上経過したものが約50パーセントを占めており、老朽化による安全性や機能の低下、それに伴う維持管理費の増大が課題となっています。

都市公園については、2019(令和元)年度に策定した水戸市公園施設長寿命化計画(第2次)に基づく、公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策により、維持管理費の縮減や平準化を図りながら、公園施設の安全確保と機能保全を実施しています。

引き続き、計画的に公園の再整備、改修を進めるとともに、公園・緑地等の効率的な維持管理の推進や維持管理費縮減の観点から、既設公園内の施設量や適正配置を図るため、隣接する公園間における施設の重複や利用頻度を検証し、公園機能の再編・集約化を検討します。

(2) スポーツ施設の長寿命化改修

本市にあるスポーツ施設は、1980年代に整備されたものが多く築40年程度が経過しているため、施設や機械設備等の故障が年々増加傾向にあります。また、老朽化の影響により、市民に対して安全に利用できる施設の提供や継続した施設の開放が困難となる可能性があり、改修が必要な状況です。

長寿命化計画の年次計画で定められた緊急度が高い施設の長寿命化を行い、改修後40年程度、継続的に利用できるように改修を行い、施設更新の機会に、誰もが利用しやすい施設となるようバリアフリー化や空調設備等の整備・更新に取り組みます。

基本方針2 市民との協働による緑づくり

基本施策2-① 市民とつくる緑の取組

本計画の目指す姿である「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」の実現のために、市民の皆様に緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていただく必要があります。市民1万人アンケートにおいては、市民と行政との協働の参加意向において「身近な道路や公園の清掃活動」「美化・緑化を進める活動」が上位を占めており、この分野における参加意向が非常に高いことが伺えることから、市民が主役となってまちづくりに参加できる環境の受け皿として、緑づくりに関する市民活動の促進や支援を行います。

1 市民協働による緑と花の空間づくり

本市では、様々な形で市民協働による緑と花の空間づくりが進められています。より多くの人々が参加できるよう、これらの活動を継続して支援するとともに、新たな活動の掘り起こしを進めます。

■ 主な市民協働事業

○公園愛護会

公園愛護会は、公園周辺の地域の皆様と行政が協力して、公園をきれいに保ち、安心安全で快適に利用できるよう管理することを目的としたボランティア団体で、2023（令和5）年度4月時点で、216公園において177団体が活動しております。清掃や草刈り、花壇管理、見回り等の日常的な管理について、地域の公園の実情に合わせて、可能な範囲で協力をしていただいております。これらの活動に対して、面積に応じた報奨金の支給や清掃道具等の提供を行っており、引き続き、活動を支援するとともに、愛護会の充実を図ります。

○道路里親制度（道路ボランティア団体支援制度）

道路里親制度（道路ボランティア団体支援制度）とは、市が管理する道路において、清掃や除草・花壇の手入れ等の活動を行うボランティア団体を「道路里親」として認定し、清掃用具の貸出や消耗品の支給、傷害保険加入費用を市が負担する等の支援をする制度です。2023（令和5）年度4月時点で17団体が活動しており、引き続き必要な支援を行い、市民による道路空間の緑づくりを推進します。

○はなふるたうん事業

はなふるたうん事業は、中心市街地の美観向上や活性化を図るため、道路の歩道上に花壇等を設置し、地元商店街団体が主体となって緑と花の空間づくりをする事業であり、本市では、2007（平成19）年から補助金交付等により活動の支援を行っております。2023（令和5）年度4月時点で5団体が活動しており、引き続き支援を行い、中心市街地の緑と花の空間づくりを推進します。

○緑の少年団

緑の少年団は、次代を担うこどもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体です。本市では、公益社団法人国土緑化推進機構の各都道府県組織である公益社団法人茨城県森林・林業協会の事業である森林愛護運動推進事業費補助金を活用し、活動の支援を行っております。2023（令和5）年度4月時点で7団体の緑の少年団が活動しており、こどもたちによる緑と花の空間づくりを引き続き支援します。

○七ツ洞公園活性化事業実行委員会

七ツ洞公園活性化事業実行委員会は、七ツ洞公園のイメージ向上と活性化を図り、公園が位置する国田地区をはじめ、水戸市全体の交流とにぎわいを創出することを目的として、地元自治会である国田地区自治実践会が中心となって、関係者や賛同者により設立された民間主体の組織です。

2017（平成29）年度から、七ツ洞公園でイベントを毎年開催（コロナ禍や荒天による中止の年あり）しており、本市では、引き続き活動を支援し、七ツ洞公園の活性化を推進します。

○渡里湧水群を活かす会（野木山緑地保全事業）

渡里湧水群は、本市西部に位置する長者山風致地区内の渡里台地の北側崖下にあたる場所において、複数箇所が確認されている湧水の総称です。渡里湧水群を活かす会は、これらの湧水箇所の環境保全活動を目的として、地域住民の有志により設立された組織です。

2015（平成27）年度から本市のわくわくプロジェクト事業の一つとして活動をしており、周辺の都市緑地である野木山緑地の保全事業に支援をしています。2021（令和3）年には第41回緑の都市賞の内閣総理大臣賞を受賞し、市内外でその活動が高く評価されています。

渡里台地には、台渡里官衙遺跡群（国指定史跡）があり、自然環境と歴史的遺産が一体化となった緑づくりが期待できることから、継続的な支援を実施し、市民緑化活動を推進します。

○水戸イングリッシュガーデンクラブ(MEG)(再掲)

水戸イングリッシュガーデンクラブは、主に七ツ洞公園・秘密の花苑を学習とボランティア活動の拠点とし、花と緑の美しいガーデンづくりを通して、七ツ洞公園の充実と地域環境を整備する運動に寄与することを目的としています。七ツ洞公園・秘密の花苑にある多様なイングリッシュローズと草花に対し、個々の植物に応じた細やかな管理を行い植栽の充実と庭園の美化に努めており、本市では、引き続き活動を支援します。

2 民有地緑化の支援

(1) 保存樹等の指定・適正管理の促進

本市では、市民に親しまれるとともに、美観風致を維持するため保存することが必要な樹木や、良好な自然環境を形成し地域で保存することが必要な樹林地について、「水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、保存樹等に指定し、奨励金の支給等の支援を行っております。

2023（令和5）年4月時点で、保存樹164本、保存樹林地約57.6ヘクタール、保存生垣25箇所を指定しており、引き続き、適正な維持管理の支援を図るとともに、新規の指定に努めます。

(2) 生垣の設置促進

本市では、緑豊かな住みよいまちづくりを推進するために、個人による住宅用地への新たな生垣の設置や既存ブロック塀を生垣化する経費に対して、補助金交付による支援を行う生垣設置奨励補助金事業を実施しています。

また、住宅用地の外構の生垣化は、地震発生時の避難路確保の確実性が増大し、火災発生時の延焼防止の効果も期待できます。そのため、生垣設置に対する支援は、防災の観点からも公益性の高い事業であると考えられることから、引き続き生垣設置奨励補助金事業を推進します。

併せて、より市民ニーズに即した制度となるよう、生垣以外の民有地緑化への適用拡大の可能性についても検討します。

(3) 緑の啓発

緑は日常に憩いやゆとりを提供する機能のほか、樹木による二酸化炭素の消費やヒートアイランド現象の緩和等、環境負荷の低減にも寄与する機能があることから、緑を市民がより身近に感じられるよう、効果的な魅力発信やイベントの開催等により、緑の啓発に取り組めます。

■ 主な施策

○若い世代による魅力発信の強化、新たな魅力づくり

学官連携事業を活用した学生による公園のリーフレットの作成やデジタル化、SNS 発信の仕組みづくりや、フォトスポット等の新たなにぎわいづくりを検討します。

○いばらき都市緑化フェスティバルの開催

茨城県と本市が主催となって、都市における緑の保全、創出並びに市民の緑化意識の向上を図るとともに、都市公園の利活用を推進することを目的として、偕楽園公園において毎年秋頃に開催しているイベントです。民間団体との協働による造園作業や寄せ植え体験等のほか、偕楽園クイズラリー等を通じて、公園や緑化を身近に感じてもらえるよう取り組んでおり、引き続き開催してまいります。

○水戸市環境フェアの開催

本市では、事業者、環境保全団体、消費者団体及び市の協働で、環境保全に対する意識の大切さを伝えることを目的に水戸市環境フェアを開催しています。2023（令和5）年度からは、新たにオープンした水戸市民会館を会場に、著名人による講演や環境保全に係るステージ発表、事業者、環境保全団体等のブース出展等を実施し、市民の皆様に環境に係る様々な情報を発信しており、引き続き開催してまいります。

基本方針3 安心できる緑づくり

基本施策3－① 防災に活用できる緑の整備・保全

公園・緑地には、災害時における防災拠点や公開空地として減災に資する機能があり、有効活用を図るため、適切な整備や維持管理に取り組みます。

1 災害に対応した公園・緑地の整備

(1) 避難場所としての緑

○広域避難場所となる公園・緑地等

広域避難場所とは、人口が集中している地域において、大規模火災等による熱や煙から一時的に逃れるために避難する場所です。広域避難場所となる公園・緑地等については、災害時に避難場所として機能するよう整備・保全に努めます。

※水戸市の広域避難場所について

本市では、下記の施設を指定しています。

茨城大学、堀原運動公園、東町運動公園、茨城県立歴史館、偕楽園公園、千波公園、駅南平和公園、那珂川若宮河川敷、青柳公園、柳河市民運動場、水戸市立第三中学校、ちとせ市民運動場、常磐大学、城東市民運動場

○一時的な避難場所となる公園・緑地等

広域避難場所以外の身近な公園・緑地も、災害時には避難所に至るまでの一時的な避難の場、被災者の情報交換や救援の場として利用されることが想定されます。災害時に一時的な避難場所として機能するよう整備・保全に努めます。

(2) 延焼遮断帯としての緑

公園・緑地等は、火災発生時において幅射熱を遮断する機能を有しています。そのため、建築物の延焼を防ぎ、市民が安全に避難できるように、適切な保全を図ります。また、住宅用地の生垣も延焼遮断帯としての効果を期待できることから、生垣設置奨励補助金事業を推進します。

○生垣の設置促進(再掲)

本市では、緑豊かな住みよいまちづくりを推進するために、個人による住宅用地への新たな生垣の設置や既存ブロック塀を生垣化する経費に対して、補助金交付による支援を行う生垣設置奨励補助金事業を実施しています。

また、住宅用地の外構の生垣化は、地震発生時の避難路確保の確実性が増大し、火災発生時の延焼防止の効果も期待できます。そのため、生垣設置に対する支援は、防災の観点からも公益性の高い事業であると考えられることから、引き続き生垣設置奨励補助金事業を推進します。

併せて、より市民ニーズに即した制度となるよう、生垣以外の民有地緑化への適用拡大の可能性についても検討します。

(3) 防災設備用地としての緑

2023（令和5）年3月時点の公園・緑地等の活用状況として、市内の耐震型循環式飲料水貯水槽・全10基のうち4基が、偕楽園公園、東町運動公園、三の丸緑地、十軒町児童公園にそれぞれ設置されています。また、耐震性貯水槽については、市内全31基のうち5基が、駅南平和公園、堀原運動公園、総合運動公園、内原ヘルスパーク、東町運動公園にそれぞれ設置されています。

引き続き、小規模な公園を含め、防火水槽や耐震性貯水槽、雨水の地下貯留施設の設置用地として公園・緑地等の活用を図ります。また、災害時には、応急仮設住宅の建設用地や災害廃棄物の一時保管場所として活用することも想定し、日頃より適正な維持管理に取り組みます。

2 かん養林となる森林の保全

森林には、土壌保全機能や雨水の貯留や浸透の機能があり、近年急増している集中豪雨等による土砂災害及び洪水の抑制や、地表面被覆が都市の気温上昇の抑制に効果があるとされています。森林の持つ公益的・多面的機能の重要性はますます高まっている一方で、市内の林地面積は開発等により減少していることから、健全な森林資源の維持や造成を推進します。

(1) 保安林

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、「森林法」に基づき、指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民間林における一定の行為については県知事の許可又は届出が必要となります。

本市では、北西部の丘陵地に、水源かん養、災害防備（土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備）、風致保安等の公益目的のために2023（令和5）年4月時点で10箇所72.6ヘクタールが保安林に指定されています。引き続き、茨城県と連携して、保安林制度を適正に運用します。

(2) 林地開発許可制度（地域森林計画の活用）

森林法に基づき、地域森林計画の対象森林において立木を伐採する際は市への届出が必要であり、伐採面積が0.5ヘクタール（太陽光発電施設の設置目的以外は1ヘクタール）を超える場合は、県知事への許可申請が必要です。その許可要件として、敷地内に森林の残置や造成を義務付けるため、開発行為の目的に応じた森林率を設定しています。引き続き、茨城県と連携して、林地開発許可制度を適正に運用します。

(3) 私有林の保全

森林の有する公益的機能向上のため、私有林整備事業や民有林造林事業補助により、民間の植栽、下刈り、間伐等の森林整備を支援します。

(4) ナラ枯れ、松くい虫被害の対策

ナラ枯れ被害が全国的に確認されており、森林に深刻な被害を与える恐れがあります。県内では、2020（令和2）年度に初めてつくば市や水戸市森林公園において、ナラ枯れの被害が確認され、2021（令和3）年度より対策を実施しています。引き続き、森林保全の推進及び公園・緑地における倒木被害防止の観点から、被害調査と伐倒駆除を進めます。また、森林公園では、県内で希少なアカマツ群生地において松くい虫の被害が発生しており、貴重な松林の保全及び園内における倒木被害防止の観点から、薬剤の地上散布・樹幹注入・伐倒駆除を実施します。

基本方針4 緑の保全、緑化の推進

基本施策4-① 法に基づく緑の保全

本市は、東には那珂川と低地の農地、北西部の丘陵地には豊かな樹林地、中央・南部を中心とした台地端部の斜面樹林地、台地上には畑地等の農地と樹林地、低地には水田があります。これらのまちを取り囲むような緑と、那珂川、桜川等の水辺の軸を本市の特徴的な緑の骨格として、関連法令に基づき、保全し次世代に継承していきます。

1 地域制緑地の運用

(1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度です。本市には、1993（平成5）年に指定した、約24ヘクタールの上市緑地保全地区があります。

当地区は市街地に接しているため、都市環境における風致・景観上の重要な位置にあり、また、住環境上においても、市民生活と密着した貴重な樹林地としての役割を果たしています。引き続き、身近な緑としての特別緑地保全地区の保全と適正な管理を促進します。

併せて、2024（令和6）年5月公布の都市緑地法の一部改正により創設された、国指定法人が地方公共団体に代わって特別緑地保全地区の整備を行う制度の活用について検討します。

(2) 風致地区

風致地区は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づいて定められる地域地区で、樹林地や水辺地、郷土意識の高い土地等の自然的な要素と一体となって良好な景観の形成が望まれる地区です。本市では、1933（昭和8）年に、三の丸風致地区と千波風致地区を最初の風致地区に指定して以降、2023（令和5）年4月時点で、7地区539.2ヘクタールを風致地区に指定しています。

風致地区内では建築物の高さや建ぺい率、壁面の後退距離のほか、緑化率が定められており、建築物の新築や増改築、宅地造成、木竹の伐採等の行為は市長の許可が必要となります。引き続き、風致地区の適切な維持・保全に努めます。

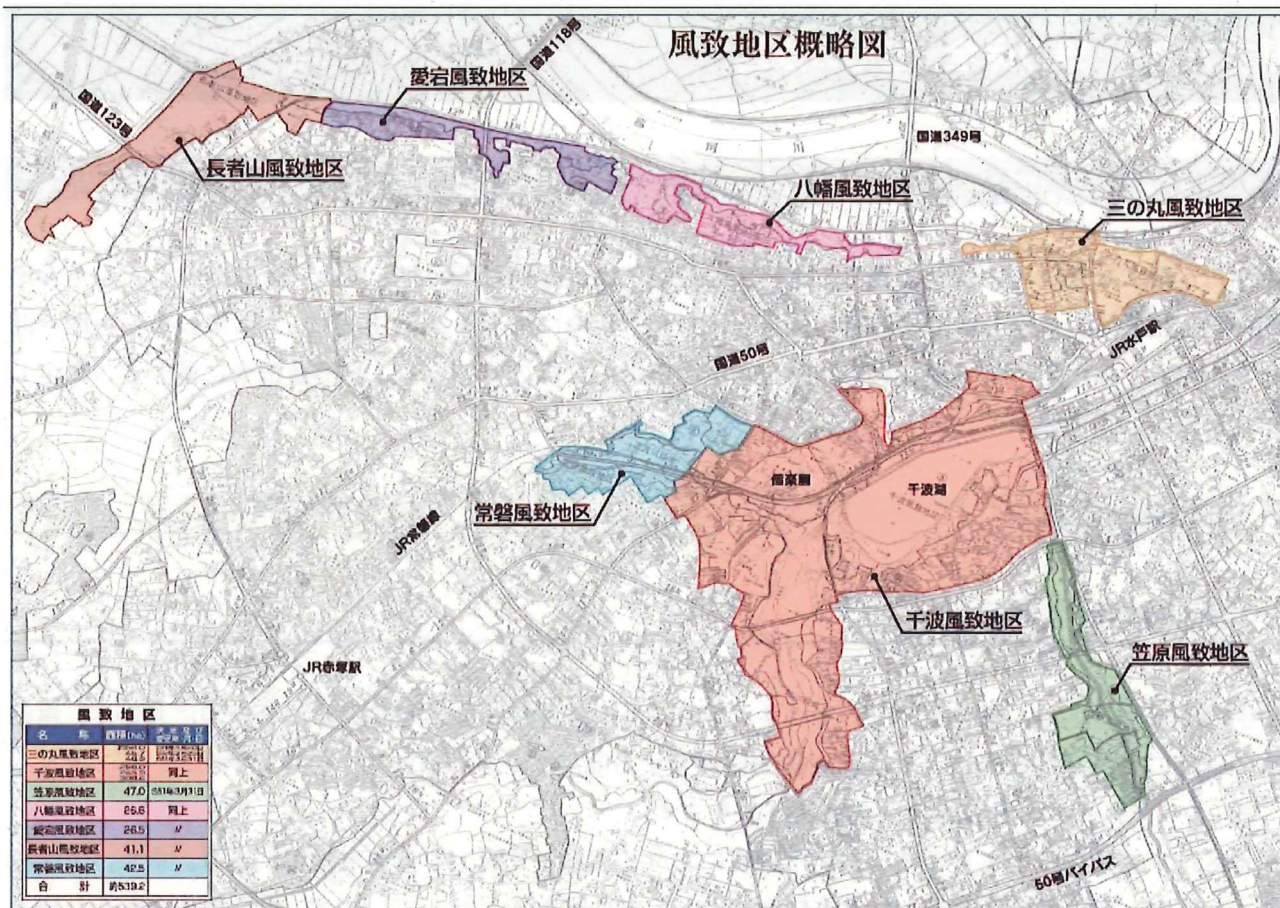


図 4-1 風致地区概略図

出典：風致地区—都市における良好な自然的景観の維持—（水戸市都市計画課）

(3) 農用地区域内の農用地（農振農用地）

農用地区域内の農用地とは、優良農地の保全と有効活用を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域のうち、農用地区域に指定された農用地のことを指します。農用地区域内の農用地に指定された土地は、農業上の用途以外の目的に使用することはできません。本市では、2023(令和5)年4月現在4,524.5ヘクタールを指定しています。

農地は、本市の緑を特徴付ける重要な役割を果たしており、生物の生息・生育環境になる等、生物多様性の保全にも欠かせない存在となっていることから、農地の保全に引き続き取り組みます。

(4) 保安林（再掲）

保安林は、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、「森林法」に基づき、指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制され、民間林における一定の行為については県知事の許可又は届出が必要となります。

本市では、北西部の丘陵地に、水源かん養、災害防備（土砂流出防備・土砂崩壊防備・干害防備）、風致保安等の公益目的のために2023（令和5）年4月時点で10箇所72.6ヘクタールが保安林に指定されています。引き続き、茨城県と連携して、保安林制度を適正に運用します。

(5) 河川保全区域

河川保全区域は、堤防や護岸等洪水等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域のことです。本市では、那珂川を河川保全区域として指定しており、引き続き、堤防や護岸、水門等の河川管理施設の適正な保全を促進します。

(6) 自然公園区域（県立自然公園区域）

自然公園は、自然公園法又は茨城県自然公園条例により定められた公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、体育及び教化に資することを目的として、区域を指定されたものです。県立自然公園区域内で建築行為等の所定の行為を行う場合は、茨城県への許可申請や届出が必要です。

本市では、偕楽園・千波湖周辺地区や弘道館・水戸城跡周辺地区を含む水戸県立自然公園と、本市の溜沼川沿岸地区を含む大洗県立自然公園の2公園が指定されており、引き続き適正な運用に努めます。

2 開発の適正な誘導

風致地区における建築行為や一定規模以上の特定の開発行為等における緑化基準の運用を進めます。

(1) 開発に伴う公園配置の義務

本市では、都市計画法第33条の規定に基づき、開発区域が0.3ヘクタール以上の宅地分譲等の開発行為において、開発面積の3パーセント以上の広場等を設けることを開発許可要件の一つとしています。民間事業者により整備された広場等は「児童遊園」として市が帰属を受け維持管理をしています。

この制度の運用により、一定規模の公園・緑地等の確保を図ってきましたが、帰属を受ける児童遊園の増加に伴い、植物管理をはじめ、遊具等の施設の点検、修繕等維持管理に係る経費や業務量等負担の増加が課題となっていることから、開発に伴う公園配置基準の緩和を検討します。

○開発に伴う公園配置基準の緩和の検討(再掲)

維持管理に係る費用や業務量軽減の観点から、帰属を受ける児童遊園を削減するため、開発行為において広場等の設置が必要となる開発区域面積の最低限度の緩和を検討します。検討に当たっては、児童遊園がこどもの遊び場だけでなく、幅広い世代の市民活動の場としての機能も有していることを十分に考慮し、周辺地域の公園・緑地等の配置状況を踏まえ、緩和に伴う影響の有無を検証します。

(2) 風致地区における緑化率の設定

風致地区内で、建築行為や宅地の造成等を行う場合は、良好な自然的景観を維持するため、敷地面積の10パーセント以上の緑地を確保すること(緑化率)を許可要件にしており、現況が木竹林の土地を開発する場合には、できる限り既存の樹木を残し、必要に応じて新たな植栽を行うように誘導しています。引き続き、良好な自然的景観の保全を図るため、水戸市風致地区条例に基づく許可制度を適正に運用します。

(3) 林地開発許可制度(地域森林計画の活用)(再掲)

森林法に基づき、地域森林計画の対象森林において立木を伐採する際は市への届出が必要であり、伐採面積が0.5ヘクタール(太陽光発電施設の設置目的以外は1ヘクタール)を超える場合は、県知事への許可申請が必要です。その許可要件として、敷地内に森林の残置や造成を義務付けるため、開発行為の目的に応じた森林率を設定しています。引き続き、茨城県と連携して、林地開発許可制度を適正に運用します。

(4) 大規模開発に伴う緑化の誘導

景観法に基づき、一定規模以上の建築行為等を行う場合は、景観計画区域内行為の届出が必要であり、敷地内への植樹・植栽等の緑化誘導を含む景観形成基準への適合を受理要件としています。引き続き、良好な都市景観の保全を図るため、景観法に基づく届出制度を適正に運用します。

3 協定等による民有地緑化

民有地の緑化を推進するために、都市緑地法では様々な制度が定められており、それらを活用した民有地緑化に取り組みます。

(1) 緑地協定

緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。本市では、2023（令和5）年度4月時点で、4箇所合計2.7ヘクタールが締結されており、引き続き協定の拡大に努めます。

(2) 市民緑地認定制度

市民緑地認定制度は、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を利用して公園と同等の空間（市民緑地）を創出する取組を支援するため、市民緑地を設置・管理する計画を市長が認定し、税制特例等の支援策を講じる制度です。対象区域は緑化地域又は緑化重点地区の区域内とされています。

本市では、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定し、市民緑地認定制度の活用により、民間活力による民有地緑化に取り組みます。特に、中心市街地においては、身近な都市公園が不足している一方で、民間による土地利用が活発なため、公共の公園・緑地として活用できる土地の確保が非常に困難な状況にあることから、市民緑地認定制度の活用を推進します。

※中心市街地

第2期水戸市中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和5年4月から令和10年3月）の計画区域を指す。（図4-2）

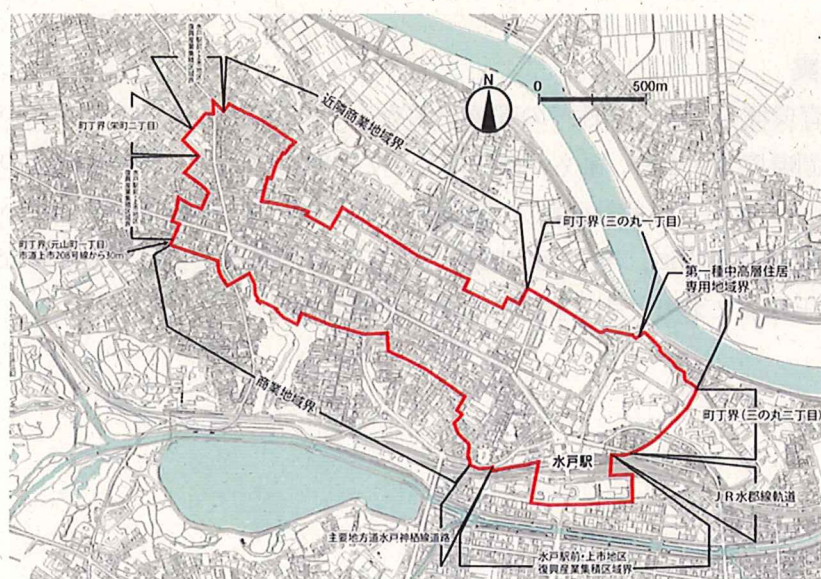


図4-2 中心市街地（出典：水戸市ホームページ）

基本施策4-② 多面的な緑の保全, 緑化の推進

緑や水には、動植物の生息・生育できる環境となることや、二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化を防止し、気象を緩和する環境的な機能、人の心にうるおいや安らぎを与え、自然とのふれあいやレクリエーションの場となる等多面的な機能があります。

また、本市には 400 年を超える城下町として発展してきた歴史や文化があり、日本三名園の一つである偕楽園や水戸城跡等に残る緑は、まちの風格をつくり出しています。こうした多面的な緑は生活に不可欠な要素であり、緑や水の持つこれらの機能を最大限に発揮できるよう、保全と活用を進めていきます。

1 動植物の生息・生育環境の保全

本市は、北西部の丘陵地区に広がる緑地地帯や、那珂川に代表される河川、千波湖等の湖沼等、豊かな自然を有しており、それぞれの自然環境に適応した動植物が生息・生育することで、生物多様性が構成されています。長い年月をかけて形成された貴重な自然環境を守り、生物多様性を保全していくため、動植物の生息・生育環境の保全を図るとともに、自然の再生に努めます。

(1) 自然環境の保全とふれあいの場の提供

より多くの市民や事業者の自然環境の保全に係る意識高揚を図り、これからの水戸市の環境保全を担う人材の育成を図るため、自然環境の保全とふれあいの場の提供を推進します。

○場の整備

動植物の生息・生育できる環境として、また、レクリエーション、自然体験学習の場や緑に親しめる空間として、樹林地や水辺空間をはじめとした自然の保全を図ります。

○環境学習機会の充実

動植物の生息・生育環境や生物多様性への理解を深めるため、水戸市環境フェアやいばらき都市緑化フェスティバル、千波湖環境学習会等、誰もが参加しやすい、環境について学べる機会の充実を図ります。

千波湖環境学習会は、本市と一般社団法人茨城県環境管理協会が協働で実施している体験型の環境イベントです。千波湖周辺を会場に、年 10 回程度開催しており、本市に生息する様々な動植物について学ぶことができる内容となっており、引き続き定期的な開催に努めます。

(2) 動植物の生息・生育できる環境の保全活動

動植物の生息・生育できる環境の保全を行い、生物の多様性を育むビオトープ整備や美化活動等、市民が主体となった環境保全活動の支援に努めます。

○希少種保護, 外来種対策

スナヤツメやホトケドジョウ等、市内に生息する希少な動植物を保護するとともに、広報により希少種の保護に係る意識啓発を図ります。また、市内での分布が確認されているアライグマやオオキンケイギク等の特定外来生物について、在来種への影響を軽減するため、防除に取り組みます。更に、農作物被害対策等のため、イノシシ等の有害鳥獣の管理を推進します。

○ビオトープ整備活動への支援

千波湖において、アオコ増加の要因となる窒素、リンを減少させるため、ビオトープの整備等に積極的に取り組んでいる市民団体の活動を支援してまいります。

○ホタルの生息地保全活動の支援

七ツ洞公園や千波公園西の谷等、市内各地でホタルの生息地保全に取り組んでいる市民団体の活動を支援してまいります。

(3) 再資源化・省エネルギー化の取組

豊かな水と緑と共生するゼロカーボン・エコシティの実現に向け、環境負荷を低減するため、再資源化や省エネルギー化に取り組み、地球環境にやさしい循環型社会の形成を推進します。

○緑のリサイクル事業の推進

ごみの減量化・再資源化のため、公園・緑地等の維持管理において発生した剪定枝や伐木材をチップ化する緑のリサイクル事業を推進します。チップは、除草目的として現場内に敷設したり、遊歩道のマルチング材としての利用や、吹き付け緑化の基盤材、暗渠疎水材、畑の堆肥等としての利用を図ります。

○スポーツ施設の脱炭素化

二酸化炭素排出量削減の取組の一環として、スポーツ施設に LED 照明等を導入することにより、省エネルギー化を図ります。

○公園等の屋外灯の管理に係る民間活力活用(再掲)

公園や道路等の屋外灯について、灯具のLED化と、その後の維持管理業務を一括して民間事業者へ委託(ESCO 事業)することにより、業務の効率化とコストの縮減を図り、併せて省エネルギー化を推進します。

2 水辺環境の保全

本市には、千波湖をはじめ、那珂川、桜川、逆川、備前堀等多くの水辺空間が形成されています。より市民に親しまれるよう、水辺空間の保全、整備に努めます。

(1) 千波湖の浄化（再掲）

桜川清流ルネッサンスⅡ（第二期水環境改善緊急行動計画）に基づき、那珂川の清浄水を千波湖へ最大毎秒3トンの導水をする等の水質浄化の施策を推進し、より一層市民に愛されるよう取り組みます。

(2) 大塚池の浄化（再掲）

公園南西側の水門について改築工事を実施し、アオコの滞留を改善するとともに、池の水量確保の方策を検討する等、大塚池の水質改善を図ります。

(3) 湧水の保全

湧水は、古くから生活用水や農業用水として大切に使われてきており、都市部にある湧水は、人々にとって潤いと安らぎの場を提供しています。市民の憩いの場としての有効活用に向け、湧水の定点的な水質調査を実施するとともに、渡里湧水群における取組をはじめ、市民、事業者の取組を促進し、湧水の保全を図ります。

○渡里湧水群を活かす会(野木山緑地保全事業)(再掲)

渡里湧水群は、本市西部に位置する長者山風致地区内の渡里台地の北側崖下にあたる場所において、複数箇所が確認されている湧水の総称です。渡里湧水群を活かす会は、これらの湧水箇所の環境保全活動を目的として、地域住民の有志により設立された組織です。

2015（平成27）年度から本市のわくわくプロジェクト事業の一つとして活動をしており、周辺の都市緑地である野木山緑地の保全事業に支援をしています。2021（令和3）年には第41回緑の都市賞の内閣総理大臣賞を受賞し、市内外でその活動が高く評価されています。

渡里台地には、台渡里官衙遺跡群（国指定史跡）があり、自然環境と歴史的遺産が一体化となった緑づくりが期待できることから、継続的な支援を実施し、市民緑化活動を推進します。

3 歴史的・文化的環境の保存と活用

本市には、多くの文化財が存在し、史跡名勝である偕楽園、水戸城跡等の歴史的資源に恵まれたまちです。本市の指定文化財の現況は表4-2のとおりです。このような歴史的資源は緑のオープンスペースとしての役割も果たしていることから、今後も保全と活用を進めます。

表4-2 水戸市の指定文化財 2023（令和5）年3月時点

種 類		国指定	県指定	市指定	計
記念物	史 跡	6	3	12	21
	名 勝	1			1
	天然記念物	1		8	9
計		8	3	20	31

(1) 文化財等の保全と活用

弘道館をはじめとする歴史的、文化的資源の保全を図るとともに、弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくりを推進する等、水戸ならではの景観の形成を推進します。

特に渡里湧水群を活かす会が活動している渡里台地には、台渡里官衙遺跡群（国指定史跡）があり、自然環境と歴史的遺産が一体化となった緑づくりが期待できることから、継続的な支援を実施し、市民緑化活動を推進します。

(2) 世界遺産登録に向けた取組の推進

歴史的、文化的な遺産の保全を推進するため、足利市、日田市、備前市と連携し、弘道館、偕楽園を含む四市の教育遺産を「近世日本の教育遺産群」として、世界遺産登録を目指しています。

(3) 日本遺産制度を活用した取組の推進

弘道館や偕楽園等は、2015（平成27）年に文化庁より「近世日本の教育遺産群-学ぶ心・礼節の本源-」として日本遺産認定第1号に認定されました。日本遺産制度を活用しながら歴史まちづくりを進めるとともに、千波公園等周辺の公園の歴史的景観に調和した整備を進めます。

第5 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

水戸市緑の基本計画をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、市による連携、協力はもとより、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解し、自発的に計画を推進できる体制を構築します。

○市民の取組

市民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていくことが必要です。このため、自然や緑の価値・機能を理解し、地域の緑を資源として認識する等関心を高め、日常的に身近な緑の大切さを実感するよう努めます。

○事業者の取組

民間やNPO等の事業者は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用を図り、事業活動が緑や環境に対して影響を与えないように配慮するとともに、市等の施策に協力する等、緑のまちづくりに積極的に貢献するよう努めます。

○市の取組

市は、緑のまちづくりの先導役であり、すべての施策について責任をもって推進します。特に今後は、市民・団体や企業と協働して緑のまちづくりを推進していくことがますます必要となることから、情報の提供や交流の場づくりに積極的に取り組むとともに、制度の活用や整備を進めます。

○水戸市緑化推進会議

水戸市緑化推進会議は、必要に応じて提言や審議を実施し、市の施策の適正化に努めます。

2 進行管理

緑の基本計画を策定（Plan）し、施策や事業の実施（Do）を受けて、その効果を評価（Check）し、必要に応じて見直す（Action）、PDCAサイクルにより、施策の適切な進行管理と事業の質の確保を図ります。また、本計画で掲げる施策や事業は、計画の目標に向け着実に推進しますが、中間時や大きな社会動向の変化に応じて適宜、計画の見直しを行います。



図5-1 PDCAサイクルの概念図

議案第3号参考資料①

水戸市緑化推進会議資料
令和6年10月31日
都市計画部公園緑地課

令和5年度緑化推進会議における緑の基本計画(第2次)骨子(案)への御意見と対応について

	項目・参照ページ等	意見等	回答・対応(案含む)
1	第1計画策定の基本的事項 3計画期間	2024(令和6)年度から2028(令和10)年度とすべきではないか。	御指摘のとおり修正いたします。
2	第1計画策定の基本的事項 4計画対象区域と対象とする緑	「道路等の公共施設の緑地・・・」⇒(案)「道路等の公共施設の緑地(街路樹など)・・・」としてはどうか。 補足説明; 現行の基本計画の定義に一部追加して、「街路樹」がどこに該当しているかを明確にしておく必要がある。 (「街路樹」は、「緑道」、「樹林地」、「谷津田」などの用語より一般的だと思います。)	道路の街路樹のほか、低木・花類による植栽帯や道路以外の公共施設敷地内の緑も対象とすることから、原案のままとします。
3	第2現況と課題 1上位・関連計画の位置付けの整理	(2)の表中, 凡例◆ハード事業の内容■を整理してはどうか。	凡例の表記が誤っておりましたが, 原案においては, 同表の掲載はございません。
4	第2現況と課題 4課題の整理	(2)について, 都市公園面積の目標を20㎡としているが, いつ時点の目標なのかを入れるべきではないか。	P16の緑の確保目標において, 2013(平成25)年4月1日施行の改正条例において追記にしたことを明記しました。
5	第3計画の基本的方向 2基本理念	「みんなでつくり守る緑」⇒(案)「みんなでつくり守り親しむ緑」としてはどうか。 補足説明; 緑を大切な「資源」として捉えるのは重要ですが, 骨子(案)では, 現行で掲げられている「親しまれる緑」と言った文言がないため(親しまれる緑を楽しもうとの今回の意図は理解できますが), 全体的に, 身近な植物である生身の「緑」が固いイメージになっているように感じます。それから, 楽しむ前提としてまずは「親しむ」気持ちが大切だと私は思います。基本理念の一部に, 市民みんなが主体的かつ自発的に関わるような意味合いを含めた, 「親しまれる」ではなく「親しむ」という言葉の追加はいかがでしょうか。	基本理念の掲載について, 御審議をいただきたいと思います。
6	第3計画の基本的方向 3目標指標 5施策の体系	基本計画を進行管理と実績等を検証する上で, 基本的な目標指標がこれ以上であれば, 差し支えない程度で載せるようにしてはどうか。	本計画においては, P16に掲載しているものを目標指標とします。

7	第3計画の基本的方向 1 目指す姿(緑の将来像) 5 施策の体系	文言が相違している 「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」(こちらが良い) 「みんなで楽しめるみどりがあるまち水戸」 補足説明;前者がパワフル、後者がポジティブという印象があります。	前者に統一しました。
8	第3計画の基本的方向 5 施策の体系	目指す姿(緑の将来像)がP.5と異なるので、表現を合わせるべきではないか。	「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」に統一いたします。
9	第3計画の基本的方向 第4施策の展開 基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり	②市街地内の身近な公園等の整備」の2番目の項目「○街路樹の保全について、下記のとおり追加してはどうか。 「○街路樹の保全」⇒(案)「○街路樹の保全・創出」 補足説明;私は、周りの人達から、桜通りの桜伐採にはこころ痛めた、との話をよく聞きました。利・不利点はあるにせよ、大局的には、街路樹は地域に必要で様々な機能を有する旨の水戸市の認識は正しく、現行の基本計画では、「街路樹の整備に努めます。」と謳われていますが、より強力な施策の展開をお願いしたいとの思いがありました。そこで「保全・創出」はいかがでしょうか。	P27の身近な緑の整備において、街路樹の施策について記載しました。
10	第3計画の基本的方向 5 施策の体系 第4施策の展開	1-②多面的な緑の保全の具体的施策について、セイタカアワダチソウやオオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの生態系を乱す恐れのある指定外来生物の駆除を加えてはどうか。	P42において、外来種対策について記載しました。
11	第3計画の基本的方向 3 目標指標 5 施策の体系	数値目標がいただいた資料の5ページに3つ挙げられていますが、そのうち、住むところと自然の調和について75%となっています。この数字は結構大変と感じました。	令和4年度に実施した市民1万人アンケートにおいては72.2%となっており、約3%の上乗せを目指してまいります。
12	第4施策の展開 基本方針2	人口急増地区に公園を新設してどうか。 小学校などの子どもの数が増えている地区(笠原、吉沢等)に公園を新設し、スプロール化を防ぐ必要がある。	P39の開発に伴う公園配置の義務の項目に記載しているとおり、一定規模以上の開発行為に対して広場等を設置する開発許可要件を適切に運用することにより公園の確保を図ってまいります。
13	第4施策の展開 基本方針3	緑のネットワークの考えを加えたらどうか。 緑をネットワークすることは、風の道の形成、災害時の避難路の確保、自然度の拡大など、都市において有効であると考え。逆川沿いは住宅開発が進み、緑道整備が必要と思う。	P27の身近な緑の整備において、緑のネットワークを意識して整備する旨の記載をいたしました。
14	第4施策の展開 基本方針4	生垣補助制度を他の民有地緑化(下記参照)に拡大してはどうか(補助予算に余剰があることを踏まえ) ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化(SDGsや冷房負荷の削減効果が期待できる) ・庭園(手入れの良い庭園に補助金を出し、オープンガーデンとして一般開放する)	P31の生垣の設置促進において、他の民有地緑化への適用拡大の可能性を検討する旨を明記しました。

15	第4施策の展開 ゼロカーボンエコシティの実現 豊かな水辺環境の保全 大塚池の浄化	当該公園につきましては、水と緑のオアシスとして潤いのある都市計画公園として整備され、市内外から楽しめる魅力的な公園として利用されております。さて、大塚池の浄化ですが、昭和40年より双葉台住宅団地の造成が行われ、昭和52年に分譲が開始されて、現在に至っております。このような状況から、こんこんと湧き出る地下水が年々減少し、平成20年ころまでは水質にも問題がなかったのですが、平成27年に入り、急速に水質の悪化が見られ、夏場にはアオコが発生し、付近の住宅にお住まいの方々は悪臭に悩まされ、窓を開けておく状態となつてまいりましたので、浄化対策として、地下水活用のため、井戸を3か所の入り瀬に計画し、現在は1か所が稼働し、地下水の流入を図っているところです。 他の2か所については、桜川水系による水脈調査と並行して地盤沈下の可能性を検討してまいります。 さらに、水量確保の必要性から、双葉台住宅団地内の道路雨水の活用について、一部の町内からは流入しておりますが、他の町内からの流入も図ることを検討課題としております。 また、浄化対策として、流入・流出がないことから、水面のアオコ流出を優先に、水門の改良設計委託を令和5年度に実施し、年次計画として取り組んでまいります。 また、大塚池公園入口（湖面含む）につきましては、都市計画公園として相応しくないことから、雑然とした湖面を埋め立てし、芝生・ベンチ・トイレ1か所等の整備計画案について、付近住民の意見を聞きながら計画について検討してまいります。 本件は、水戸市第7次総合計画骨子（案）への意見としても提出している。	大塚池公園については重点的整備を実施する公園として、P20に施策を位置付けるとともに、地元の皆さまの御意見を随時伺いながら、適切な保全、維持管理を行ってまいります。
16	第4施策の展開 基本方針3 安心できる緑づくり ①災害に対応した公園の整備・緑地の保全 広域避難場所となる公園等における防災機能の充実	上中妻地区では、水戸市より避難場所として指定されている上中妻市民センター・上中妻小学校の2か所ですが、当地区については、19町内会がそれぞれ独自に管理・運営されており、広域なため、2か所では避難が困難のため、皆さんから意見を聴き、それぞれの町内会ごとに一時避難場所の指定について、それぞれ覚書を取りかわし、令和3年12月25日号の「ふれあい上中妻」に一時避難場所のマップを策定し、配布させていただきました。 関連して、現在粧内二区・地藏坪第一・地藏坪第二の3町内会が一時避難場所と指定しておりますが、大規模災害が発生した場合に備え、大塚池周辺の町内会を含めて当地区独自の広域避難場所として、公園等における防災機能の充実について、今後の検討課題として参ります。 一時避難場所が決まりましたので、当地区独自の災害マニュアルを策定し、いざ災害発生時に備え、即、避難できるよう「日頃の心構え」として各世帯に配布し、保存していただきます。 本件は、水戸市第7次総合計画骨子（案）への意見としても提出している。	P33において、本計画における公園・緑地等の避難場所としての活用方針について記載をいたしました。

17	第4施策の展開	重点プロジェクトにおける「こどもが活動しやすい環境づくり」の施策として「公園等のこどもの遊び場の充実」が記されていることは将来都市像「こども育む(略)水戸」の具体的内容のひとつとして、とても良い方針だと思います。が、施策の位置付けの一覧表において「公園等のこどもの遊び場の充実」の主管課が「子育て支援課」のみであること多少の違和感を覚えました。こどもが遊ぶ公園といえば、街内にある大小様々な公園がその対象となるのでしょうし、それらを確実に目的に沿った姿に改良するには具体的にどうすることがベストなのか、また可能なかが検討されることになるのでしょう。であるとすれば、少なくとも公園の現状を知る公園緑地課も当初から主管課に位置付け、両者が共に同時並行して協議がなされていかないと、満足したものに近づくことはできないのではないかと危惧するからです。 もちろん、一覧表に記されている施策はすべて関連付けて検討されなければならない事項であり、主管課の割り振りは便宜的なものであるということもできるかもしれませんが、こどもを対象とする場合には、例えば学校の校庭利用との兼ね合いはどうするのか、子供会や町内会への参加者減少の中で公園をどう位置付けるのか、ボールを蹴って遊べない公園に花を咲かせよう、ゴミを拾おうという意識は芽生えるものなのか、などなど費用対効果だけでなく、こどもの心理を探りながら検討されなければならない要素も含んでいると思うのです。偕楽園公園（千波湖等）、植物公園、森林公園等の（再）整備の主管課は、公園緑地課であるとするのは当然でしょうが、将来都市像として「こども育む(略)水戸」を掲げていることに更なる重きを置いて、第7次総合計画を練っていただきたいと思います。	「こどもの遊び場」については、第7次総合計画においては、重点プロジェクトに位置付けており、ご指摘のとおり全庁的に取り組むべき課題であると認識しております。 本市ではこども施策の個別計画として「（仮）こども計画」の策定作業をこども政策課で実施しておりますが、施策には関係課が連携して取り組みます。 P26において、「こどもの遊び場」の在り方の検討について、記載しており、本計画では公園・緑地等の「こどもの遊び場」の在り方について検討と施策を進めます。
----	---------	---	---

18	第4施策の展開	1) 湖沼やため池を含む緑地へのソーラー発電設備の設置 近年、森林だけでなく水域を含む緑地でのソーラー発電設備を設置する事例が増加している。ソーラー発電は、二酸化炭素を排出が少ない発電方法で、SDGsの理念に沿っているような印象を受けるが、一方で景観の悪化、照り返し、地面の保水力の減少による水害発生、生物の生息地の破壊、ソーラーパネル処分にかかわる環境破壊や費用などの問題が指摘されている。 一部の自治体ではソーラー発電設備の立地規制条例が制定されているが、約5ha以下の小規模な設置は規制の対象にはなっていない。そのため、小規模な開発も含めたソーラー発電設備への改変を規制する項目を水戸市緑の計画に含めるべきであると考え。また、カーボンニュートラルなソーラー発電と、生物多様性にかかわる緑地の保全は、共にゼロカーボン・エコシティの実現で相反するものといえる。水戸市としてはあくまで緑地を保全することを強調した計画づくりをするのが適切であると考え。	P36からP39に記載している施策に基づき、一定規模以上の開発については許可や届出により、緑化の適正な誘導を図ることを位置付けております。ソーラー発電施設については、他の工作物の建築行為と同様な扱いとなりますが、林地開発許可制度においては、ソーラー発電施設を特定して許可申請の該当要件を拡大（0.5ha以上は許可必要）しております。
19	第4施策の展開	2) ナラ枯れ 水戸市内の複数の緑地でナラ枯れによる被害木が多数見られる。これは、15～20年周期の森林の伐採と萌芽更新が行われなくなったことで、樹木の老化によりナラ菌への耐性が低下したことに起因すると考えられている。ナラ菌に感染し、枯死した木は幹だけでなく枝も倒木の恐れがあり、緑地利用者や緑地内外の建物への被害も今後予想される。そこで、今後被害木を伐採する必要があるが、伐採するにはかなりの予算と時間がかかると予想される。また伐採した木の処理にも経費がかかる。そこで市民ボランティアに協力してもらい、さらに伐採した木材をバイオマス発電用の材料にする方法が考えられる。このような方法で、基本方針4基本施策①の項目で市民が参加できるまちづくりや協働による保全ができ、さらにバイオマス発電への材料の利用をアピールすることで計画策定の趣旨のSDGsの理念も満たすことができると考える。	P35にナラ枯れ対策について記載をしました。ナラ枯れに伴う伐木材の再利用については、作業行程や再利用の需要なども踏まえながら、P42の再資源化・省エネルギー化の取組の視点も踏まえて取り組んでまいります。
20	第5推進体制と進行管理	推進体制で緑化推進会議が位置づけされており、責任が重くなったと感じました。	水戸市緑化推進会議条例第2条(1)に推進会議の審議事項として「緑化の基本計画に関すること」を従前より位置付けておりますので、本計画において委員の皆様にな新たな負担をお願いするものではありません。

議案第 3 号参考資料②

水戸市緑の基本計画（原案）への御意見回答用紙

水戸市緑化推進会議資料
令和 6 年 10 月 31 日
都市計画部公園緑地課

ページ	御意見

提出期限：令和 6 年 11 月 6 日（水）

提出先 郵便：水戸市中央 1－4－1 公園緑地課 中村あて

FAX：029－224－1116

E-mail：parks.fore@city.mito.lg.jp →→→→→

※メールベタ打ちによる提出でも結構です。

※本様式によらずに任意書式で御意見を提出していただいても構いません。



水戸市緑の基本計画骨子（案）【令和5年11月30日緑化推進会議資料】

第1 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

「緑の基本計画」は、1994（平成6）年の都市緑地保全法（現・都市緑地法）の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために国が制度化した計画であり、本市では2017（平成29）年から2023（令和5）年度までを計画期間とする現行計画を策定しています。

現行計画の期間満了に当たり、第7次総合計画の都市空間整備構想を推進するため、市民意向やSDGsの理念を踏まえ、近年に国や県が推進する施策との連携を図り、関連個別計画等との整合を取りながら、水戸市緑の基本計画（第2次）を策定するものです。

2 計画の位置付け



3 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）までの5年間とします。

※ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画対象区域と対象とする緑

本市は、市全域が都市計画区域であるため、市全域を計画対象区域とするとともに、良好な都市環境を形成するため、市街化区域の全域を緑化重点地区に設定します。

また、「緑の基本計画」における「緑」とは、河川・湖沼を含む自然環境や公園・田園等を指し、次に示すものを対象とします。

- ・公園、緑地、緑道、樹林地、里山、農地、谷津田、河川、水辺、湖沼、ため池
- ・道路等の公共施設の緑地、または、緑に覆われたオープンスペース
- ・民有地の緑地、または、緑に覆われたオープンスペース

5 水戸市の現況

- (1) 位置・面積
- (2) 地勢
- (3) 気候
- (4) 人口

【→水戸市第7次総合計画の記載事項を転写する】

第2 現況と課題

1 上位・関連計画の位置付けの整理

(1) 国・県の施策

- ・国においては、1994（平成6）年の都市緑地保全法（現・都市緑地法）の改正において、公園緑地政策の実効性を高めるために「緑の基本計画」を制度化し、法定計画として位置付けました。近年の動きとしては、2017（平成29）年の都市公園法改正におけるパークPFI制度の創設など、民間活力の積極的な活用を推進しています。
- ・県においては、「いばらきガーデン&オーチャードツーリズム（2019（令和元）年）」や「偕楽園魅力向上アクションプラン（2020（令和2）年）」など、偕楽園をはじめとした市内公園を活用した広域観光施策を推進しています。

(2) 水戸市第7次総合計画（2024（令和6）年策定、計画期間：2024（令和6）年度から2033（令和15）年度まで）
第7次総合計画では、将来都市像「こども育む くらし楽しむ みらいに躍動する 魁のまち・水戸」の実現に向け施策の大綱を定めており、公園・緑地に関する施策の位置付けは下記のとおりです。

- ・施策の大綱の「命と健康、暮らしを守る「安全・安心なみと」」のうち、「暮らしを支える基盤の強化」に関する施策のひとつとして、「憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備」を位置付けています。
- ・「水戸らしい地域拠点ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指す都市空間整備計画において、多くの公園・緑地を魅力発信交流拠点として位置付けています。
- ・重点プロジェクトのうち「みとっこ未来プロジェクト」において、「こどもが活動しやすい環境づくり」の施策に「公園等のこどもの遊び場の充実」を位置付けています。
- ・各主要施策において、公園・緑地に関する施策を下表のとおり位置付けています。

主要施策 (主要施策の主管課)	公園・緑地の関連事業 凡例：◇ソフト事業 ◆ハード事業 ・事業の詳細
1-1-3 こどもたちを見守り・育むつながりづくり (子育て支援課)	◇こどもたちのつながりの場づくりの推進 ・公園等のこどもの遊び場の充実
2-2-1 まちなかの活性化 (商工課)	◇弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり ◇交流拠点と連携した回遊性の強化 ・偕楽園、千波湖とアグスタリアみとアリーナとの回遊性
2-2-2 多くの人が訪れたくなるまちづくり (観光課)	◇偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり ◇天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくり ◇弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり ◇ガーデンツーリズムの推進
2-2-3 水戸のまちを楽しめる交流拠点づくり (政策企画課)	◇偕楽園・千波湖周辺の更なる魅力づくり ■偕楽園公園（千波湖等）の整備 ◇民間活力等を活用した楽しめる公園づくり ◇パークPFIを活用した魅力的な公園づくり ■公園リノベーションの推進 ◇ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり ■植物公園の再整備 ◇植物公園の更なる魅力づくり ■森林公園の再整備 ◇森林公園周辺における体験プログラムの充実 ◇天下の魁・水戸にふさわしい歴史まちづくり ◇弘道館・水戸城跡周辺の更なる魅力づくり ■（仮称）東部公園の整備 ◇交流拠点の魅力発信
3-4-4 憩いとゆとりのある魅力的な公園・緑地の整備 (公園緑地課)	◇民間活力等を活用した楽しめる公園づくり ■快適な緑地・公園づくり ◇特別緑地、保存樹等の保全 ◇パークPFIを活用した魅力的な公園づくり ■偕楽園公園（千波湖等）の整備

	■公園リノベーションの推進 ◇ロマンチックゾーンの更なる魅力づくり ■植物公園の再整備 ◇植物公園の更なる魅力づくり ■森林公園の再整備 ◇森林公園周辺における体験プログラムの充実
3-4-5 快適に暮らせる住環境づくり (住宅政策課)	◇暮らしの基盤づくり，適正管理の推進 ・公園，緑地の保全，緑化の推進
4-1-2 ボランティア・NPO活動の促進 (市民生活課)	◇市民との協働による花と緑の空間づくり ・緑地等の適正な管理の促進 ・緑の少年団の活動促進
4-1-6 生涯学習・スポーツの推進 (スポーツ課，生涯学習課)	■（仮称）東部公園の整備
4-2-1 ゼロカーボン・エコシティの実現 (環境保全課)	◇環境負荷の少ない都市づくり ・グリーンインフラとしての緑の保全・整備促進 ■住宅における環境負荷低減の促進 ・生垣の設置 ◇生物多様性の保全 ◇豊かな水辺環境の保全 ・千波湖，大塚池の浄化 ◇森林保全の推進 ◇環境美化活動の推進 ・公園等における美化活動の推進

2 緑の現況

(1) 都市公園の現況

2023（令和5）年4月1日時点の本市における都市公園は144箇所，321.58ヘクタール，1人当たりの都市公園面積は約12.0平方メートルとなっています。これは，全国平均の10.8平方メートル（2022（令和4）年3月）より高い水準です。

(2) 地域制緑地の現況

2023（令和5）年度時点で，本市の地域制緑地は，特別緑地保全地区1箇所，風致地区7箇所，河川保全区域1箇所，農振農用地（市街化区域を除く。）区域4,524ヘクタール，県立自然公園区域2箇所，保安林10箇所となっています。

(3) 市民緑化の現況（保存樹等，生垣補助，市民協働）

- ・保存樹等は，2023（令和5）年4月現在，保存樹164本，保存樹林地576,417平方メートル，保存生垣25箇所を指定しています。
- ・生垣補助事業は，2017（平成29）年度から2022年（令和4）年度まで合計39件の実績がありました。
- ・市民協働事業として，2023（令和5）年度時点で7団体の緑の少年団が活動しており，はなふるたうん事業は2023（令和5）年度時点で5団体が活動しています。また，渡里湧水群を活かす会の活動に対し，市は2015（平成27）年から支援を実施しています。

(4) 水戸市の指定文化財の現況

本市の指定文化財は，周辺が緑に覆われたオープンスペースとしての役割も果たしています。指定文化財の現況は次表のとおりです。

表 水戸市の指定文化財 2023（令和5）年3月現在）

種 類		国指定	県指定	市指定	計
記念物	史 跡	6	3	12	21
	名 勝	1			1
	天然記念物	1		8	9
計		8	3	20	31

(5) 災害に対応した公園・緑地の現況

- ・広域避難場所として、堀原運動公園、東町運動公園及び茨城県立歴史館、偕楽園公園、千波公園、駅南平和公園、青柳公園の6箇所の公園（水戸市地域防災計画 2021（令和3）年）を指定しています。
- ・市内に設置している耐震型循環式飲料水貯水槽・10基（2023（令和5）年3月31日現在）のうち、4基について、偕楽園公園、東町運動公園、三の丸緑地、十軒町児童公園に設置しています。
- ・市内に設置している耐震性貯水槽・31基（2023（令和5）年3月31日現在）のうち、5基について、駅南平和公園、堀原運動公園、見川総合運動公園、水戸内原ヘルスパーク、東町運動公園に設置しています。

3 緑に関する市民の意識

【未来の水戸をつくる市民1万人アンケート（調査期間：令和4年5月12日～5月31日、調査人数：10,002人、有効回収数：4,978件）のうち、公園・緑地に関する項目を抜粋して掲載する予定】

4 課題の整理

(1) 上位・関連計画の位置付けの整理より

- ・水戸市第7次総合計画における公園・緑地の役割は、「安全・安心なみと」を実現するための「暮らしを支える基盤」と位置付けており、日常生活に憩いやゆとりを提供する存在であることが求められています。
- ・また、主要な公園については、市民の憩いの場としてはもとより、市外・県外から多くの人を迎え入れる場として、魅力発信交流拠点に位置付けており、にぎわい創出につながるような整備が求められています。国においては、公園管理への民間活力の積極的な活用を推進しており、県においては、市内の主要公園を活用した広域観光施策を推進していることから、国・県の施策と連携を図ることで、より集客力のある公園整備が可能な状況です。
- ・重点プロジェクトにおいて「公園等のこどもの遊び場の充実」を位置付けており、こどもが活動しやすい環境づくり特化した公園・緑地の整備を求められています。
- ・市民が主役となってまちづくりに参加できる環境の受け皿として、公園・緑地等の美化活動や適正管理を位置付けており、市民との協働や民有地の活用による緑化推進施策が引き続き必要です。
- ・ゼロカーボン・エコシティの実現のために、民有地緑化、生物多様性や水辺環境の保全、森林保全の推進などを位置付けており、緑に関する施策は地球温暖化対策の一端も担っています。

(2) 緑の現況より

- ・2023（令和5）年4月1日時点の本市における市民1人当たりの都市公園面積は約12.0平方メートルに対し、水戸市都市公園条例において、市民1人当たりの都市公園面積の目標を20平方メートルとしており、目標には8.0平方メートル及ばない状況であることから、引き続き公園・緑地を整備して行く必要があります。

- ・【その他に地域制緑地、市民緑化、災害対応に関することについて課題整理をする予定】

(3) 緑に関する市民の意識より（2022（令和4）年度に実施した市民1万人アンケート）

- ・「（問1）公園が多く利用しやすい」との水戸市の印象や「（問5-1）自然や緑に囲まれたまちづくり（公園などの整備）」の施策の満足度については、全項目中上位の評価を受けているものの、「（問6）住まいまわりの生活環境」のうち「子どもの遊び場」について

は下位評価を受けており、公園・緑地の現状として、大人は満足できるが、子どもにとっては使いづらいと市民は感じている可能性があります。

- ・「(問 5-2) 自然や緑に囲まれたまちづくり (公園などの整備)」が比較的多くの要望があることや、「(問 8) 公園、遊び場などの整備」の要望が上位に位置付けられるなど、公園に対して、依然として多くの整備ニーズがある一方で、現状の公園施策に対する満足度も決して低いものではないことから、量的整備だけではなく、既存の公園を「子どもの遊び場」として最適化することや情報発信を積極的に行うなど、質的整備が求められている可能性があります。
- ・「(問 11) 森林や緑地の保全、桜川や千波湖などの水質浄化」の要望が比較的上位にあり、「(問 13) 身近な道路や公園の清掃活動、美化・緑化を進める活動」が上位 1, 2 番目を占めていることから、いわゆる SDGs の分野に市民の関心が高いことがうかがえます。また、「(問 15) 千波湖や身近な公園」が大切なものとして上位に位置付けられ、公園に対する市民の整備ニーズが非常に高いことも併せて考慮すると、公園・緑地の維持管理について、市民協力を得やすい環境にある可能性があります。

第3 計画の基本的方向

1 目指す姿 (緑の将来像)

2017 (平成 29) 年策定の現計画では、「歴史に育まれた水と緑と共生するまち水戸」を緑の将来像として掲げていますが、次期計画では、第 7 次総合計画における公園・緑地の位置付けを踏まえ、次のような緑の将来像を掲げることとします。

「みんなが楽しめる緑あふれるまち水戸」

2 基本理念

次期現計画では、下記の 3 つを基本理念とします。

- ・多くの世代がにぎわう緑
- ・日常に憩いやゆとりがある緑
- ・みんなで作くり守る緑

3 目標指標

計画期間である 2024 (令和 6) 年度から 2028 (令和 10) までの 5 年間における、緑の将来像や基本理念の進捗を具体的に示す目標指標として、質的な指標である「市民満足度」と、量的な指標である「都市公園面積」の 2 つを下記のとおりとします。

(1) 緑に対する市民満足度

市民 1 万人アンケートの下記項目の回答結果を目標水準とします。

- ・公園などの整備に満足している市民の割合【市民 1 万人アンケートにおける項目名：問 5-(8) 自然や緑に囲まれたまちづくり (公園などの整備)】

現況 (令和 4 年度末) 47.4% → 目標 (令和 10 年度末) 50%

- ・住むところと自然が調和していると感じる市民の割合【市民 1 万人アンケートにおける項目名：問 1-(1) 住むところと自然が調和している】

現況 (令和 4 年度末) 72.2% → 目標 (令和 10 年度末) 75%

(2) 緑の確保目標

水戸市都市公園条例において、市民 1 人当たりの都市公園面積の目標を 20 平方メートルとしており、目標達成に向け、計画の期間における目標水準を下記のとおりとします。

- ・都市公園の市民 1 人当たり面積

現況 (令和 4 年度末) 12.0 m² → 目標 (令和 10 年度末) 12.5 m²

4 基本方針

緑の将来像に掲げる長期的な目標としての本市における緑のあり方、及び「第2 現況と課題」に掲げる直近の課題への対応、これらの両立を踏まえ、本計画では以下の4つの方針を基本方針とします。

基本方針1 緑の保全、緑化の推進

偕楽園・千波湖一帯、河川や緑地、市街地を取り囲む斜面緑地などの中心市街地の「緑」をはじめ、郊外の丘陵地帯や田園地帯の「緑」も含め、本市特有の緑資源を適切に保全し、活用を図ることで、【自然を生かした環境負荷の少ない都市空間づくり】を推進します。

基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり

拠点となる公園について、重点的に整備することを明確にし、市民の多様なレクリエーション需要に対応するとともに、パークPFI制度の活用等の民間活力の導入や広域観光施策も踏まえながら、【楽しめる交流拠点づくり】を推進します。また、身近な公園等は、市民ニーズが高い「子どもの遊び場」として、障害の有無や年齢、性別を問わず誰もが楽しめる遊具と定義されているインクルーシブ遊具の導入をはじめ、長寿命化計画に基づく整備など、さらに利用しやすい公園として最適化を図り、第7次総合計画の重点プロジェクトに位置付けている『みとっこ未来プロジェクト』を推進します。

基本方針3 安心できる緑づくり

地震・洪水・津波などの自然災害や二次的な火災や事故に対応し、避難場所や延焼遮断帯などに対応する地域防災拠点の一つとして、公園・緑地等の活用を図る観点から、防災・減災機能の確保や維持を図るとともに、昨今の大雨等の増加による災害激甚化を踏まえ、緑地が持つ洪水調整機能や災害緩衝地帯としての機能を活用するため、緑地保全や緑化に努め、【災害に強い都市基盤づくり】を推進します。

併せて、誰もが安心して利用できる安全な公園づくりに必要な施策を推進します。

基本方針4 市民との協働による緑づくり

2022（令和4）年度に実施した市民1万人アンケートにおいて、「市民と行政との協働」の項目では「公園清掃」や「緑化活動」への参加意向が1位、2位を占めるなど、「緑」に対する市民ニーズや関心の高さが伺える結果が得られたことを背景に、市民との協働による施策を強化するとともに、都市緑地法に基づく緑地協定や市民緑地認定制度の活用や、特定開発行為等における緑化基準の運用などにより民有地の緑化を図り、身近な緑のまちづくりを推進します。

5 施策の体系

目指す姿（緑の将来像）

みんなで楽しめるみどりがあるまち水戸

基本理念

- ・多くの世代がにぎわう緑
- ・日常に憩いやゆとりがある緑
- ・みんなでつくり守る緑

目標指標

- ・公園などの整備に満足している **50%**
- ・住むところと自然が調和していると感じる **75%**
- ・市民1人当たりの都市公園面積 **12.5 m²**



基本方針	基本施策	具体的施策
1 緑の保全、 緑化の推進	① 緑の保全	○借楽園・千波湖周辺について ○地域制緑地について ○森林計画制度について ○農用地等の保全
	② 多面的な緑の保全	○動植物の生息・生育環境の保全 ○水辺環境の保全 ○歴史的・文化的環境の保存と活用
2 みんなが 楽しめる 緑づくり	① 魅力向上に向けた 公園等の整備	○地域拠点となる公園・緑地の整備 ○民間活力による公園等の整備
	② 市街地内の身近な 公園等の整備	○身近な公園・緑地等の整備 ○街路樹の保全 ○良好な歩行空間の整備
3 安心できる 緑づくり	① 災害に対応した 公園の整備、 緑地の保全	○広域避難場所となる公園等における防災機能の充実 ○市街地内の防災公園等の整備の推進 ○延焼遮断帯の役割を担う緑地等の保全
	② 安全な公園づくり	○長寿命化計画 ○公園の適正な維持管理 ○公園の防犯対策
4 市民との 協働による 緑づくり	① 市民との協働 による緑の まちづくりの推進	○市民等が気軽に参加できる、緑のまちづくりの仕組づくり ○市民との協働による公園等の利活用 ○市民との協働による緑の保全
	② 民有地の緑化	○民有地緑化の推進 ○緑化基準の運用

第4 施策の展開

「第3 計画の基本的方向」の「5 施策の体系」のうち、具体的施策の内容について記載します。

基本方針1 緑の保全、緑化の推進

基本施策① 緑の保全

- 借楽園・千波湖周辺（借楽園公園（千波公園等）整備基本計画、千波風致地区）
- 地域制緑地（上市特別緑地保全地区、風致地区、河川保全区域、農振農用地、河川保全区域、保安林など）
- 森林計画制度
- 農用地等の保全

基本施策② 多面的な緑の保全

- 動植物の生息・生育環境の保全
- 水辺環境の保全（親水空間、水質浄化、湧水保全）
- 歴史的・文化的環境の保存と活用

基本方針2 みんなが楽しめる緑づくり

基本施策① 魅力向上に向けた公園等の整備

- 地域拠点となる公園・緑地の整備 ※ページ下部以降参照
- 民間活力による公園等の整備（パーク PFI）

基本施策② 市街地内の身近な公園等の整備

- 誰もが楽しく遊べる遊具の導入や子育て世代に選ばれる公園の整備
- 身近な公園・緑地等の整備（街区公園，児童遊園）
- 街路樹の保全（街路樹，道路の植栽帯）
- 良好な歩行空間の整備（千波湖・大塚池遊歩道，備前堀）

基本方針3 安心できる緑づくり

基本施策① 災害に対応した公園の整備，緑地の保全

- 広域避難場所となる公園等における防災機能の充実（避難空間，情報設備，消火水利，水・食料・資機材の備蓄）
- 市街地内における公園等の防災拠点機能としての活用（貯水槽整備，広場確保）
- 延焼遮断帯の役割を担う緑地等の保全（公園，街路樹，民有地緑化）

基本施策② 安全な公園づくり

- 長寿命化計画
- 公園の適正な維持管理（指定管理者制度の活用）
- 公園の良好な衛生環境の維持
- 公園の防犯対策

基本方針4 市民との協働による緑づくり

基本施策① 市民との協働による緑のまちづくりの推進

- 市民等が気軽に参加できる，緑のまちづくりの仕組づくり（情報発信，イベント，はなふるたうん事業）
- 市民との協働による公園等の利活用（愛護会，道路里親）
- 市民との協働による緑の保全（緑の少年団，渡里湧水群）

基本施策② 民有地の緑化

- 民有地緑化の推進（保存樹等，生垣補助，緑化協定，市民緑地等）
- 緑化基準の運用（風致地区，開発時の緑化）

※地域拠点となる公園・緑地

地域拠点となる公園は次の6つの要素により分類を行うものとします。地域の特色付けに寄与するよう，その特徴を際立たせます。

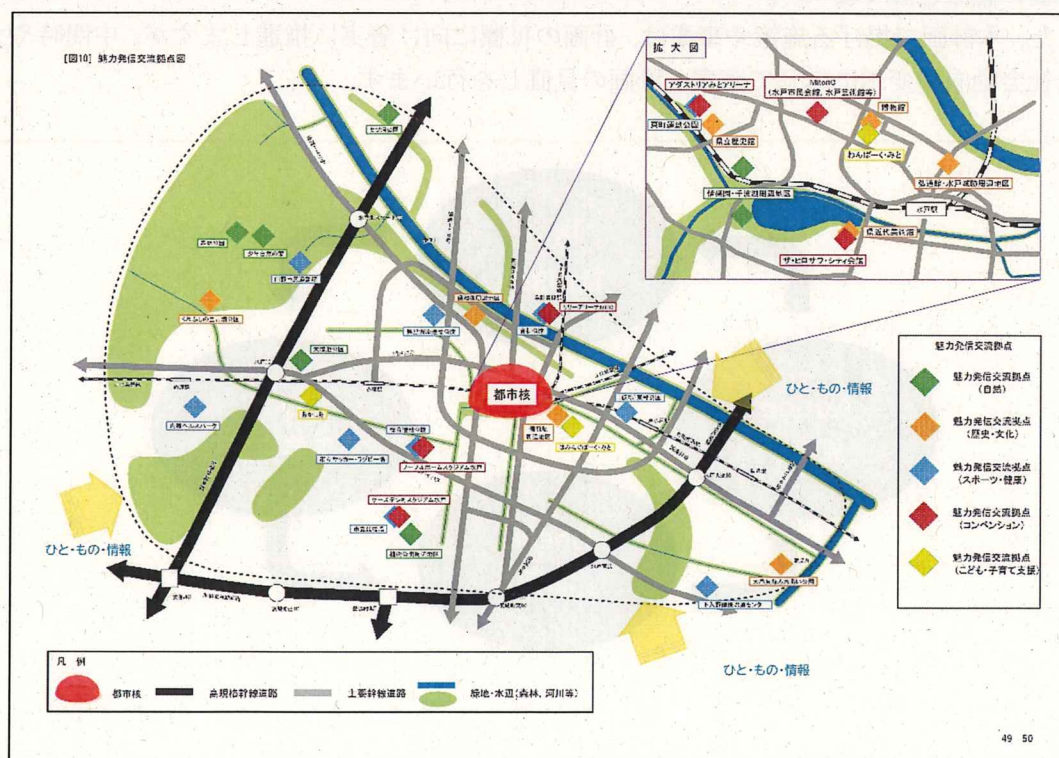
- ①スポーツの拠点：健康増進運動，競技スポーツなど多様なスポーツが可能な公園として位置付けます。
- ②レクリエーション・健康づくりの拠点：人々の交流創出に向けたイベントが開催でき，また健康づくりを楽しめる公園として位置付けます。
- ③自然とふれあう拠点：本市の特徴である水，緑の空間で自然と触れ合える公園として位置付けます。
- ④花（緑）のまちづくりの拠点：四季折々の花や香りを楽しめる公園を位置付けます。
- ⑤歴史・文化の拠点：歴史的文化的価値の高い場所，魅力あるまちづくりに寄与する公園を位置付けます。
- ⑥緑地保全拠点：積極的に緑地の保全・再生に努める公園を位置付けます。

拠点となる公園	拠点の要素					
	① スポーツ	② レクリエーション	③ 自然とふれあう	④ 花(緑)のまちづくり	⑤ 歴史文化	⑥ 緑地保全
1) 偕楽園公園・千波公園	●	●	●	●	●	●
2) 大塚池公園	●	●	●			●
3) セツ洞公園		●	●	●		●
4) (仮称) 東部公園	●	●	●	●		
5) 植物公園		●	●	●		●
6) 森林公園周辺		●	●	●		●
7) 保和苑周辺		●	●	●	●	●
8) 逆川緑地		●	●		●	●
9) 総合運動公園	●	●				
10) 青柳公園	●	●				
11) 東町運動公園	●	●				
12) 県営堀原運動公園	●	●				
13) 市立競技場周辺	●	●	●			
14) 内原ヘルスパーク	●	●				
15) かたくりの里公園			●	●		●
16) 弘道館公園		●			●	
17) 備前堀緑道				●	●	
18) 大串貝塚ふれあい公園	●	●			●	
19) くれふしの里古墳公園		●			●	●
20) 百樹園			●		●	●

重点的整備

次の7つの公園は、第7次総合計画に魅力発信交流拠点に位置付けられており、拠点となる要素の多様性や配置から、重点的に整備を進めることとし、相乗効果を高めるため、有機的なネットワークの構築を図ります。

偕楽園公園・千波公園、大塚池公園、セツ洞公園、(仮称) 東部公園、植物公園、森林公園周辺、保和苑周辺



第5 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 市民・事業者・市の取組

水戸市緑の基本計画をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、市による連携、協力はもとより、市民、事業者、市がそれぞれの役割を理解し、自発的に計画を推進できる体制を構築してまいります。

(2) 市民の取組

市民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていくことになります。このため、自然や緑の価値・機能を理解し、地域の緑を資源として認識するなど関心を高め、身近な緑の大切さを実感していただけるようお願いいたします。

(3) 事業者の取組

民間やNPO等の事業者は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用に貢献するよう努めていただき、事業活動が緑や環境に対して影響を与えないように配慮するとともに、市などの施策に協力するなど、緑のまちづくりに積極的に貢献していくことが期待されます。

(4) 市の取組

市は、緑のまちづくりの先導役であり、すべての施策について責任をもって推進していくことが求められます。特に今後は、市民・団体や企業と協働して緑のまちづくりを推進していくことがますます必要となってきます。情報の提供や交流の場づくりに積極的に取り組むとともに、制度の活用や整備に努めていきます。

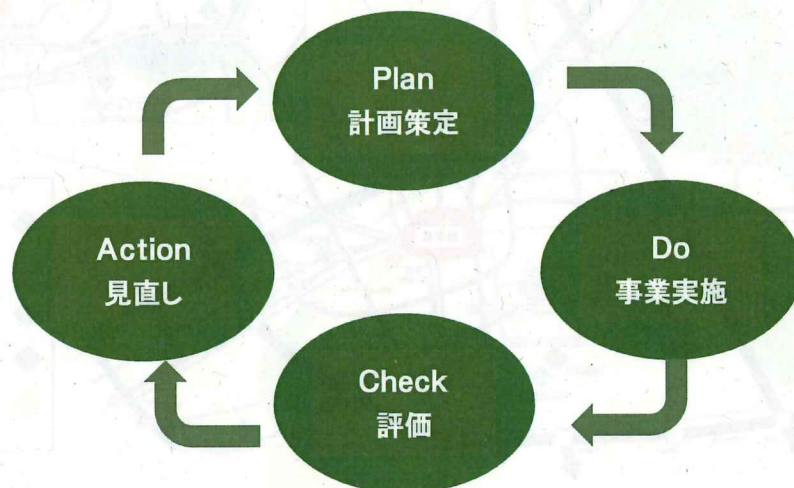
(5) 水戸市緑化推進会議

必要に応じて、水戸市緑化推進会議からの意見聴取や審議をいただきながら計画を推進してまいります。

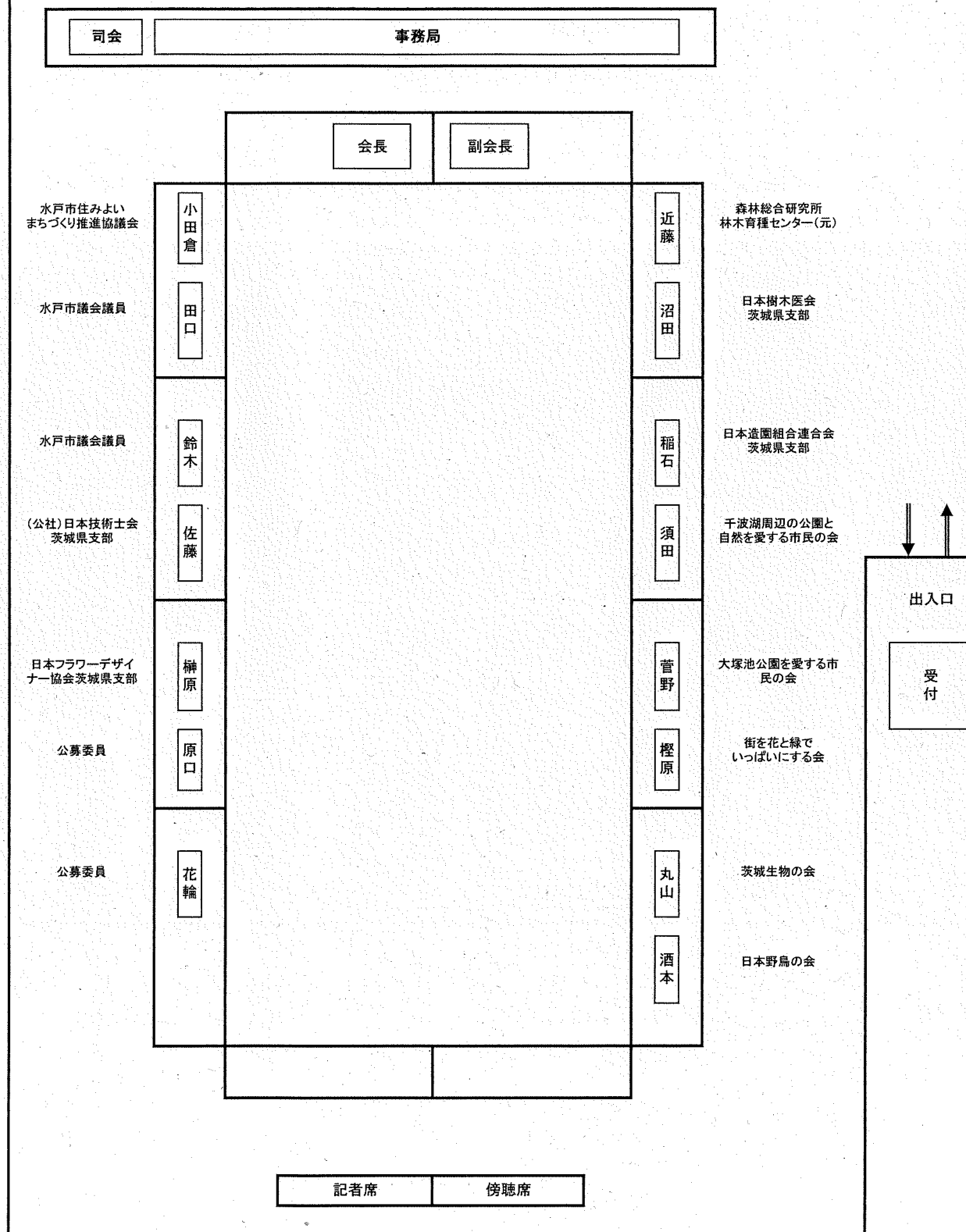
2 進行管理

緑の基本計画を策定(Plan)し、施策や事業の実施(Do)を受けて、その効果を評価(Check)し、必要に応じて見直す(Action)、PDCAサイクルにより、施策の適切な進行管理と事業の質の確保を図ります。

また、本計画で掲げる施策や事業は、計画の目標に向け着実に推進しますが、中間時や大きな社会動向の変化に応じて適宜、計画の見直しを行います。



水戸市緑化推進会議 席次表



附属機関委員名簿

附属機関の名称 水戸市緑化推進会議

[委員の任期 令和6年9月1日 から 令和8年8月31日 まで]

	委員の氏名	性別	選出区分	期数及び 年 数	団体等名及び役職名
1	いないし まきひと 稲石 将人	男	商工業団体	3 期 5 年	(一社)日本造園組合連合会 茨城県支部 水戸分会
2	ときざわ よしあき 時沢 義明	男	商工業団体	2 期 4 年	水戸市造園建設業協同組合
3	おだくら やすいえ 小田倉 康家	男	地域団体	3 期 6 年	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 副会長
4	すだ じゅんこ 須田 順子	女	地域団体	3 期 6 年	千波湖周辺の公園と自然を愛する市民の会
5	すがの こうじ 菅野 耕司	男	地域団体	期 年	大塚池公園を愛する市民の会 会長
6	かしはら ひでよ 桧原 英千世	男	地域団体	期 年	街を花と緑でいっぱいにする会 会長
7	まるやま ともいち 丸山 友一	男	環境団体	期 年	茨城生物の会
8	さかもと てるお 酒本 輝夫	男	環境団体	5 期 10 年	日本野鳥の会
9	ぬまた けいぞう 沼田 佳三	男	学識経験者	5 期 10 年	(一社)日本樹木医会茨城県支部
10	さとう みつこ 佐藤 美律子	女	学識経験者	3 期 6 年	(公社)日本技術士会茨城県支部 副支部長 (女性人材バンク登録者)
11	さかきばら けいこ 榊原 恵子	女	学識経験者	3 期 6 年	(公社)日本フラワーデザイナー協会茨城県支部 (あなたも師・達人制度講師)
12	こんどう ていじ 近藤 禎二	男	学識経験者	2 期 4 年	森林総合研究所林木育種センター(元)
13	こうむら ゆきお 高村 幸夫	男	行政機関	1 期 2 年	国土交通省関東地方整備局国営常陸海浜公園事務所長
14	すずき のりこ 鈴木 宣子	女	議会	2 期 4 年	水戸市議会議員
15	たぐち ぶんめい 田口 文明	男	議会	期 1 年	水戸市議会議員
16	はらぐち きょうこ 原口 恭子	女	一般市民(公募)	期 年	
17	はなわ まち 花輪 万智	女	一般市民(公募)	1 期 2 年	
				期 年	
				期 年	

○水戸市緑化推進会議条例

平成4年9月22日

水戸市条例第60号

水戸市緑化推進会議設置条例（昭和48年水戸市条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の優れた自然を保全し、緑豊かな生活環境を確保するとともに、市民、事業者及び行政機関が一体となって緑のまちづくりを進めるため、水戸市緑化推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、緑化推進の方策を検討するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 緑化の基本計画に関すること。
- (2) 緑化施策の提案に関すること。
- (3) 緑化実践活動の推進に関すること。
- (4) 緑化の意識高揚に関すること。
- (5) その他必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する30人以内の委員をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 推進会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 推進会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（小委員会）

第7条 推進会議に、特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、第3条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、都市計画部において行う。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

○水戸市附属機関の会議の公開に関する規程

平成16年 3 月12日

水戸市規程第 2 号

改正 平成16年 6 月10日規程第 7 号

平成26年 3 月11日規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、附属機関の会議を公開することにより、その透明かつ公正な運営を図り、もって市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項に規定する機関（当該機関に部会、小委員会等が設けられている場合は、当該部会、小委員会等を含む。）をいう。

2 この規程において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

(公開の原則)

第 3 条 附属機関の会議は、公開する。ただし、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第 4 号）第 7 条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当する事項について審議等を行うときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該会議を公開しないことができる。

(事前公表)

第 4 条 実施機関は、附属機関の会議の日時、場所その他必要な事項をあらかじめ公表するものとする。ただし、緊急に開催するときは、この限りでない。

2 前項の規定による公表は、当該附属機関の会議を開催する日の 1 週間前までに、次の各号に掲げる方法により附属機関の会議開催のお知らせ（様式第 1 号）を市民が閲覧できるようにすることにより行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 所管課の窓口、水戸市情報公開条例の規定による開示請求の窓口（以下「情報公開窓口」という。）、出張所、市民センター及び内原中央公民館における備付け

（平26規程 1 ・一部改正）

(傍聴)

第 5 条 附属機関の会議は、第 3 条第 1 項ただし書又は第 2 項の規定により公開しない場合を除き、傍聴することができる。

- 2 附属機関の会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、そのつど、実施機関が定める。
- 3 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、受付時間に受付簿（様式第2号）に必要な事項を記載しなければならない。
- 4 実施機関は、傍聴しようとする者の数が第2項の定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、附属機関の会議を開催する場所（以下「会議場所」という。）に入場できない。
 - (1) 危険物その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕又は傘の類を携帯している者
 - (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - (4) ラジオ、拡声器、マイク、録音機、写真機又は映写機の類を携帯している者（次項第6号ただし書の規定により、撮影又は録音の許可を得た者を除く。）
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) 前各号に定めるもののほか、附属機関の会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を遵守し、静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 会議場所における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 会議場所において発言をしないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (6) 傍聴席において写真及び映画の撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、特に附属機関の許可を得たときは、この限りでない。
 - (7) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、会議場所の秩序を乱し、又は附属機関の会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- 7 附属機関の長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反するとき、又は附属機関の長の指示に従わないときは、当該傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

（平16規程7・平26規程1・一部改正）

（会議資料の提供）

第6条 実施機関は、附属機関の会議を公開するときは、傍聴人に会議資料（不開示情報が記録されている場合は、当該記録されている部分を除いたもの）を配布するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、図面、地図、写真、法令集等配布することが困難であると認める会議資料について、当該会議の間、当該会議場所において傍聴人に閲覧させることをもって前項の配布に代えることができる。

(平26規程 1 ・ 一部改正)

(会議録の作成)

第 7 条 実施機関は、附属機関の会議終了後、速やかに会議録（様式第 3 号）を作成するものとする。
この場合において、実施機関は、当該会議録に附属機関が指定する者 2 人以上の署名を得るものとする。

(会議録の公表)

第 8 条 実施機関は、前条の会議録及び会議資料について、会議録を作成した日から 7 日以内に次の各号に掲げる方法により公表するものとする。この場合において、当該会議録又は会議資料に不開示情報が記録されているときは、当該記録されている部分を除いたものを公表するものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 情報公開窓口における閲覧

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表しないことに合理的な理由がある会議資料について公表しないことができる。

- 3 第 1 項の規定による公表は、前条の規定により会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間行うものとする。

(平16規程 7 ・ 平26規程 1 ・ 一部改正)

(運営状況の報告)

第 9 条 実施機関は、毎年 4 月 30 日までに前年度に開催した附属機関の会議の公開に関する運営状況を記載した報告書（様式第 4 号）を作成し、及びその概要を当該報告書を作成した年度の 6 月末までに本市の広報紙及びホームページに掲載するものとする。

(平26規程 1 ・ 旧第10条繰上)

(特別の定めがある場合の取扱い)

第10条 附属機関の会議の公開等について法令又は条例その他の規定に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(平26規程 1 ・ 旧第11条繰上)

付 則

この規程は、平成16年 4 月 1 日から施行し、同日以後に第 4 条の規定により会議開催の事前公表を行う会議から適用する。

付 則（平成16年 6 月10日規程第 7 号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成26年 3 月11日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

附属機関の会議開催のお知らせ

1 附属機関の会議の名称

2 議題及び公開・非公開の別

3 開催日時 年 月 日() 時 分から
 ※受付時間(時 分から 時 分まで)

4 開催場所

5 傍聴人の定員 人

6 非公開の理由

7 傍聴手続に係る特記事項

8 問合せ先

(電話番号)

9 その他

様式第2号(第5条関係)

受 付 簿

年 月 日

附属機関名

受付順位	抽 選 当 選 者	住 所	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

様式第3号(第7条関係)

会 議 録

- [illegible]

上記に相違ないことを確認する。

氏 名

氏 名

様式第4号(第9条関係)

附属機関の会議の公開に関する運営状況報告書(年度分)

年 月 日

総務部長 様

(担当部長名)

1 附属機関の名称

2 附属機関の会議の公開の状況

開催日	公開・非公開 の区分	傍聴 人数	開催回数 (A)	公開と した回 数(B)	非公開と した回数	傍聴人 の総数	公開率 (B/A)
	公開・非公開	人	回	回	回	人	. %
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					
	公開・非公開	人					

備考1 この報告書は、附属機関ごとに作成をすること。

2 公開・非公開の区分は、附属機関の会議の一部を非公開とした場合は、非公開とすること。

3 公開率は、小数点以下第2位で四捨五入をすること。

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 7 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（平26規程 1 ・ 一部改正）